

平成 22 年度 第三回 森林環境保全基金運営委員会 議事録

開催日時	平成 23 年 1 月 14 日 (金)	10 時 00 分 ~ 17 時 00 分
開催場所	高知県庁 第二応接室	
出席者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、川村起久子委員、窪田真一委員 片岡桂子委員、門田芳穂委員、津野裕子委員、松本誠司委員、 山中國保委員 (高知県) 鶴岡林業環境政策課長、柿部林業改革課チーフ 岩原木材産業課チーフ、三宅木材産業課主幹 小溝環境共生課チーフ、三好環境共生課チーフ 村上森づくり推進課主事、谷人權教育課主任 山崎心の教育センター指導主事、前島生涯学習課主任社会教育主事 瀬沼全国生涯学習フォーラム推進課主任社会教育主事 横畑高等学校課長補佐、岡村鳥獣対策課長、 梶原鳥獣対策課主任、松井環境共生課チーフ 久保林業環境政策課長補佐、出口林業環境政策課主任、 中森林業環境政策課技師	
欠席	田岡秀昭委員、堀澤栄委員 (副委員長)	

(林業環境政策課 久保課長補佐)

お待たせいたしました。

本日の司会進行を務めさせていただきます、事務局の林業環境政策課課長補佐、久保でございます。

ただ今から「平成 22 年度第三回森林環境保全基金運営委員会」を開催いたします。

本会は、本日所用のため欠席とのご連絡をいただいております田岡委員、堀澤委員のお 2 人を除く 8 名の委員の方にご出席を賜り、過半数の方がご出席ですので森林環境保全基金条例施行規則第 3 条に基づき成立することを申し上げます。

なお、川村委員が所用のため少し遅れて出席するというご事情がございますので、現時点では 7 名になっております。

また本会は、高知県森林環境保全基金運営委員会運営要領第 8 条に基づき公開とさせていただきます。

それとご出席いただいている委員の方のうち、門田委員には所用のため一時中座させていただきますとのご連絡をいただいております。

また、ただ今ちょっと遅れて到着されるという川村委員におかれましては、所用のため途中で退席をさせていただきたいとのご連絡をいただいております。

あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、定足数過半数ということについては、変わりございませんので申し添えます。

それでは、開会の挨拶を鶴岡林業環境政策課長よりお願いいたします。

(林業環境政策課 鶴岡課長)

おはようございます。

座って挨拶をさせていただきます。

本日は年明け早々のお忙しい中、第三回森林環境保全基金運営委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。

県におきましては、多くの県民の皆さまの参加を得ながら県勢浮揚のトータルプランとしまして、平成22年3月に「産業振興計画」を策定し、22年度は挑戦の年としまして取り組んでまいりました。今年は正念の場として取り組んでまいりますので、よろしくご支援のほどお願いを申し上げます。

さて当基金運営委員会では、高知県森林環境保全基金条例5条に基づきまして、森林環境税を活用する事業について審議をお願いするものでございます。

まず、お手元の「平成23年度森林環境税活用事業要求一覧表」をご覧ください。

今回審議いただきます事業は、これまで認めていただきました既存の事業に加えまして、新たな事業としまして、森林保全関係でNo.4の「シカ広域捕獲対策事業」としまして7,422万3,000円。木材利用関連でNo.7の「人の成長に合わせた木との出会い事業」、763万6,000円。環境教育関係ではNo.12の、金額は小そうございますけれども「自然ふれあい体験事業」、42万8,000円。No.13の「高知自然学校推進事業」、724万2,000円。

また充実した事業では環境保全関連で、No.8の「希少野生植物食害防止対策事業」で665万2,000円。No.9の「J-VERプログラム認証事業」で1,810万3,000円。

普及啓発関連でNo.16の「広報事業」としまして、森林環境税のこれまでの成果のシンポジウムや次期森林環境税活用事業の計画についてのアンケート調査等で1,545万8,000円など、17事業、総額で3億366万5,000円の事業内容となっております。

本日は午後5時までの、大変長丁場の審査会となっておりますが、活発なご審議をいただき一定の結論をいただけますよう、よろしくをお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきます。

(久保課長補佐)

はい。それでは委員の皆さま、根小田委員長に議事の進行をお願いしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(久保課長補佐)

それでは委員長、議事の進行方よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、委員の皆さまおはようございます。

本日の予定は夕方5時までになっておりますので、長時間に渡ります。

最初に議事の進め方で少し、皆様のご了解をいただきたいと思います。本日、各案件合わせて15～16件位ありますが、それぞれ担当者から説明をいただいた後、皆さまのご意見、ご質問をいただき、個別についてこれでいいかどうかという事、その段階で皆さんの意見を集約して、即決の形で進めていきたいと思っています。

ただ意見が分かれて合意が取れないような案件もあり得ると思いますので、それについては後程時間を取って、改めて委員会の考え方をまとめたいと思いますが、そういう格好でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(根小田委員長)

はい、それではそういうことでやらせていただきます。

平成23年度予算の審議に入りますが、予定に従い、最初に林業改革課の「みどりの環境整備支援事業」から説明をお願いいたします。

No.1 「みどりの環境整備支援事業」 林業改革課

(林業改革課 柿部チーフ)

林業改革課、間伐担当チーフの柿部です。よろしく願いいたします。

お手元の資料の1ページをお開けください。この後、プロジェクターを使いますので、立ったまま説明をさせていただきます。「みどりの環境整備支援事業」につきましては、一覧表にもございましたように継続事業ということで進めさせていただいております。

23年度事業につきましては、間伐1,750ha、そして除伐が285ha、見積額といたしまして6,500万円という事で提案させていただいております。細かい点は継続という事でもありますし、説明を省略させていただきます。

既にご存じの方もおいでだと思いますけれども、このみどりの環境整備支援交付金と言

いますのは、国の造林補助事業なり、本県でやっております県単独事業なり、それに対して併用する補助という形を取っております。

国の方が大幅な制度改革に向けて、現在検討中という事もありますので、その国の方の動向をここで説明させていただきたいと考えています。

それでお手元の資料、もう1つの「プレゼンテーション配布資料」の方をご覧ください。1ページからになりますけれども、前のプロジェクターに画面を映しますので、ちょっと見づらい場合はお手元の方を見ていただいたらと思います。次をお開けください。

現在までの森林整備に係る国の動向といいますのは、前にありますけれども、ここに書いていますように、大きくは「森林管理・環境保全直接支払制度の導入」ということが目玉になっております。この直接支払制度というものが一体どのような事を目的にしているのか、またその内容についてはどうなのかという所が、一つには出て参るとは思いますけれども。

まず出て参りますのが、「搬出間伐を主体とする集約施業への支援」。これまでも集約施業という事で、集約化の取り組みに対しては国も支援してまいりました。この場合に搬出間伐もあれば切捨てもあったりという所もあった訳ですけれども、明確に搬出間伐というものを主体にしてという事を国の方が現在打ち出して来ようとしています。

2つ目なんですが、国が標準工程、作業歩掛かりという言い方をした方が分かりやすいかと思いますが、これについて国が徹底すると。現状では各県がそれぞれの状況に応じて設定しておったんですけれども、そこら辺は全国統一的なものでということで、国が徹底すると。

参考として付けてありますけれども、そうは言いながら賃金単価の部分については各県によって違いますので、その部分については高知県だったら高知県で使用している「地域単価」という言い方をしますけれども、そういう単価を使って組み立てて、それを許していくというふうに国の方は考えております。

先ほどの説明、言葉で説明しましたものを現状と将来的なものというふうに、こういう図で表したものなんですけれども、現在は個々の森林施業に対して網羅的と言いますか、支援をしていると。

それと高知県では、「森の工場」という取り組みで、これは今回、国の方が集約化という事を前面に打ち出しておりますけれども、既に「森の工場」という団地を造って集約化施業に取り組んでおります。

本県で言えば、この個々の森林施業に対しての部分と、この「森の工場」がいわゆる合体した形のものが直接支払という形になってくるんじゃないかなと。

これが来年度からそういうふうな形になってきます。

24年度からにつきましては、これも今の所明確な情報がないので、余りご質問を受けてもお答え切れないとは思いますが、森林経営計画、現行の「森林施業計画制度」というものがありますが、それが「森林経営計画」という、まだ、仮称ですけど、そうい

うような制度に変えていく事になるというようなところで、国が検討していけたらというふうに聞いております。次、お願いします。

これは自治体としての形なんですけれど、現在のところ、県単独事業ということで、「みどりの環境整備支援事業」も入っておりますけれども、この事業以外に所有者が自ら施業した時にも補助する、その事業について簡単に載せております。

「みどりの環境整備支援事業」以外ですと、「自伐林家等支援事業」、それから「緊急間伐総合支援事業」の2つがあります。

当然の事ながら、現時点の情報を挙げますと、「じゃあ、どういうふうな対応が」という話が出てくる訳ですけれども、残念ながら、県の方向がこうだという事で、情報が入っているという、現時点では、明確に「じゃあどうしよう」という所まで、中々踏み切れておりません。

ただ、そのような現時点の情報から言えることは、ボチを2つ書いておりますけれども、切捨て間伐も今からは支援対象外になる可能性が出てきたという事がありまして、国の助成対象とならない集約化区域から外れた保育間伐などは、森林環境税を活用させていただいて、県独自の支援というものを検討し、対応としては前に書いておりますけれども、基本的に国の助成対象とならないものが出てきた場合は、この森林環境税を活用して、県独自の支援というものを検討していかなければならないのではないかと、そういうような方向にあります。

長くなりましたけれども、国の動向についてはそういうような事になっております。

ひとつ審議の方、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。何かご質問、ご意見等はございませんか。

過去の経緯で、国の間伐に対する助成だとか補助事業があつて、それらとの関係で、森林環境税を使う事業が、これまで予算を消化し切れなかった事がありますね。平成23年度の国の施策の動向、方向というのはまだ固まってないですか。

(柿部チーフ)

そうですね。やはり財政的な、大きな予算はご存じのように昨年12月の下旬に概算の結果ということで大きな金額とかは出てきております。現在は、この辺は先ほど申し上げたような事をどういうふうに設定をしていくという部分で、国が案は持っております。ただ、それに対して、では「どうなのか、各県の意見はどうか」という事も、先ほど申し上げましたように、来週月火の段階で求めていくという事を言って来ております。

素案としては、私共も考えて準備をしておりますけれども、何分この場で、これ以上にもっとと言うお話があつたとしましても、それを待った上で私共も言うことは当然構えておりますけれども、それを踏まえてお答えしないと、この場でこれ以上言いにくい話なので。

(根小田委員長)

はい。それで実際に事業をやられる方が、国の事業をやるのか、県の事業をやるのかと、結局選択するような形になって、今まで森林環境税を使う方は後回しにして、残ってきた訳ですけど。この6,500万円という予算ですが、見通しとしては多分消化可能であろうという見通しがあって立てられておると。

(柿部チーフ)

はい、そうです。

(根小田委員長)

それで切捨て間伐中心で。事業主体の方も、実際にこの事業をやっていただく方も可能だと、そういう見通しの上での金額ですか。

(柿部チーフ)

はい、そうです。

(窪田委員)

少し構いませんか。

(柿部チーフ)

はい。

(窪田委員)

専門的なことをお聞きします。

切捨て間伐という事になっているんですけども、平成23年度から、国の方では切捨て間伐という言葉がほとんどなくなって、除伐と搬出間伐、10 m³以上を段階的に付けるということになっていますけども、そうした時に、何を基準に切捨て間伐というのか。ほとんどが搬出間伐になる訳なんですけれども、何を基準に切捨て間伐と認定しますか。

(柿部チーフ)

そこですね。おっしゃるとおりで、委員の方には分かりやすくと思って切捨て間伐という言葉を使ったんですけど、国の考えと言いますのは、「含みがある」ということを私が申し上げたと思います。搬出間伐という言葉はよく使っておりますけれども、その切捨て間伐に代わる名称として、搬出しない間伐という言葉を使おうとしております。

一定の要件が合えば搬出間伐して、尚かつ、従来で言う伐捨て間伐、来年から国が使おうとしている名称でいけば、搬出しない間伐というのも一定は組み合わせをOKという形にしていこうかというようなことを検討していると。

(窪田委員)

国がやったら、10 m³以上出たら、そこは搬出間伐と見做して、搬出量によって標準単価を決めていくような構図になりつつある訳でしょう。

(柿部チーフ)

そういうところがあります。

(窪田委員)

それで、10 m³以上出せば搬出間伐になってしまうんで、切捨て間伐じゃなくなる訳よね。

(柿部チーフ)

名称としてはですね。

(窪田委員)

だから、搬出すれば切捨てじゃないですよ。10 m³でも。

(柿部チーフ)

従来で言うところの切捨て間伐っていうのを、搬出しない間伐という呼び名に変えてということなんです。

(窪田委員)

それでその搬出しない間伐というのが発生しますか。除伐でしょう、それは。

(柿部チーフ)

除伐とは定義がまた違うと言っているんですけど、ただですね。

(窪田委員)

けど10 m³以上を出したら搬出間伐になってしまう、国の。

(柿部チーフ)

いや、そこをですね、我々の方も色々情報収集はして来たんですけど、今出た除伐を、そこら辺の定義を、我々が従来やってきた除伐というのとちょっと違うような印象を持っているんです。ただこれ以上の情報は今ありません。

それらも踏まえて17、18日に国へ行った時には個別協議もありますので、その場で詰めていきたいと考えております。

(窪田委員)

除伐といえば基本的に、スギ、ヒノキ以外が生えて来た立木を切って除けていくのが除伐です。間伐といえば、スギ、ヒノキを間引いていくのが間伐です。単純に言えば、そういう事です。切捨て間伐の定義が難しくなりましたね。

(柿部チーフ)

はい。そこは実際電話でやり取りしても中々分からないという部分がありますので、来週の月火でじっくりお話をして来ようというふうに考えております。

(窪田委員)

国の方は、23年度は現行と並行で動く訳ですので、24年度からが新しい制度のスタートになる。その辺、23年度をどう見通すかある程度、委員で見ておかないと、今言う切捨て間伐と、国の補助事業の対象になる切捨て間伐、搬出間伐は全く違う線引きになる可能性があります。

要は、国が林地残材というのをなくそうと。それを全部出して来いという方針で「ちょっとでも出せ。出したら搬出間伐にします。」という、例の50%利用で林地残材をその何十%に乗せたいと言うのがあるので、そこら辺が今までの切捨て間伐とちょっとニュアンスが違ってきますよね。

もう少し見えてからの方が僕はいいような気がするんです。基本的にはこれでいいと思うんですけども、その定義は。

(松本委員)

今の段階では、今度の国の説明会の結果によっては、大幅にここの数値が動くということもあり得ますか。

(柿部チーフ)

そこは、想定で中々申し述べにくい所はあります。現行制度でも、森林所有者の方がある一定要件で自らやっても、国の造林補助事業の対象になり得るということになっています。来年度からは、申し上げたように搬出間伐が主体になるかもしれませんが、集約化実施計画ということを少し説明したと思いますが、あれは個人の方でも一定の要件をクリアすれば承認を受けられますので。そうしますと、搬出間伐と先ほど言いました搬出しない間伐を、要件については来週行かないといけないんですけども、それを組み合わせると何か対応が一定は出来るのではないかと思います。

これは完全に現時点で、去年私が分かる範囲で申し上げた時点では、「切捨て間伐がもう全く対象にならないかもしれない」というお話はしたと思うんですけど、どうもそうではないように国が検討をしていますので、尚、国に対して積極的に推していくと言ったらお

かしいですけれども、お願いをしていって極力対応出来るような形にさせていただこうと思っております。

現時点でこの6,500万円を提案させていただいておりますが、その時点、その中身を今ここで「もしこうだったらこうだ」というふうには中々申し上げにくいところをご理解いただければと思います。

(松本委員)

委員長も聞かれたように、もしこれでいくとした時に、本当にこの6,500万円を消化出来るだけの状況が山にあるかという。他の事業との関係で、つまり一度で人材を集められていないとか、そういう事がやっぱりここ何年かあって。だから22年度の現状で、今年度はどうなんですか。予算額を丸々出来そうですか。

(柿部チーフ)

今の見通しでは、今年度は若干下回っております。お金で言いますと、当初は認めていただいた8,500万円に対しまして、現状では2,000万円はちょっと残ってしまうかなという所はあります。

この所有者の方が負担する部分に対してという事で、中々個々のやられる方もおられまじ、また森林組合等に委託して事業をされる方もいるという事なので、中々県の方で「約束しましたよね」という事を言いにくい部分もあって、その辺は色々あるんですけれども、極力手の打てる範囲で、広報に努めるとか年度当初からずっとやって来ております。

という事もございますので、状況としては非常に胸を張っては言い辛い点はございますけれども、それなりの努力はさせていただいておるという事をご理解いただければと思います。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(川村委員)

すみません。今までこの森林環境税によって「みどりの環境整備支援事業」、いつもこれ残ってきたと思うんですよ。

(柿部チーフ)

はい。

(川村委員)

それで、どうして皆に仕事を分けて。間伐ですよ、それをもっと早く進めることが出

来ませんかという質問もした事があるんですけど、その度に人材が足りていないという話だったんです。いくら仕事を出しても、それを請け負ってくれるだけの人材が育っていない。山は幾らでもある、間伐しないといけない山は一杯あるという話でしたけれど、それをちょっと何か解決するような方法を考えていった方がよいのじゃないでしょうか。

(柿部チーフ)

そこは話が長くなるんですけども、私は、というかその話じゃなくて、そういう所を対応していくという考えの元に、当課の中には、私の担当する間伐担当と、それと各事業体さんに指導していく経営革新の担当があるんですよ。

昨年度 21 年度まで、私はそちらの方におったんですけど、そちらの方で、自分の所の中だけで人手を足らそうとしても、先ほど申し上げた「森の工場」という取り組みもしている訳です。

あれはどちらかと言うと、生産事業が主体なんですけれども、「そこで人手が足らんという事はいいことではないですか」と。逆に建設業の方とか、そういう方とタッグを組んでどんどん外注でもなんでもいいじゃないですかと。そういう事をやっていきたいと思いますという取り組みをずっとやってきましたので。

ただ、ご存じのように建設業の方も当然山の道とか開設した実績もありますが、山の道を開設するために木を、道幅をちょっと工事分を切るのと、山の施業というものは間伐で先ほどおっしゃっていただいたように、山の森林の中で 10 本に何本かというふうに切っていく作業という事では、若干内容が違いますので、その辺が今の時点で「はいよ」という形で新たな方が入って来にくい状況にはあります。

ただ、そういうタッグを組んでいただくということについて、積極的に取り組みましょうという働き掛けはしております。現時点で中々それが見えてないかなとは思いますが、それでも。

(片岡委員)

川村委員さんが言われたように、根本的なところで、やはり人がいないとか言い訳をして予算消化が出来ていないという事がずっと問題になって来ているのであれば、森林環境税を活用して、そこをもうちょっと何か支援出来るような事をしていかないと、結局ずっと基金残が残ってしまいますよね。やはり、この間、新聞に出ていたような「県民の声」に答えていけないと思いますね。

今回、今すぐどうこうというのも難しいと思うんですけど、そういう所を考えていってもらえたらいいかなと思います。

(柿部チーフ)

はい、分かりました。

その部分については、もう一つ最後に言わせていただきますと、県単事業で「プランナー研修」という形の事業をやっておるんです。その各事業体の中にそういう施業地に対して、森林所有者間でのこういうふうな施業をやったらこうなりますという、提案ができる人材を育てていこうという事で、別の事業でやっておるという部分がありますので、そちらの方でやっていて、こちらの方で作るというのも、また利用する側の事業対策と考えた場合に混乱を招くといけないということもあろうかと思えますけれども、蛇足ですけれども、そういう事業もやっておりますので。

(窪田委員)

今のまとめ、国の動きがまだ確定してないって事なので、1番の間伐の部分は林齢でⅦ齢級までということで決めてあるので、切捨てという言葉を除けて、取りあえずⅦ齢級までの間伐に足して出すということで動いた方がよいと思います。

(柿部チーフ)

よく分かりました。ただ、切捨て間伐とあえて書いてありますのは、その方が皆さんに分かりやすいというのがあっての事ですので。

(窪田委員)

それは分かる。分かるけれども、切捨て間伐という言葉がほとんど消えてしまう可能性があるんで、23～24で。全部、搬出間伐になる可能性があるんで。

(松本委員)

ちょっと初歩的な質問ですが、窪田さんの説明だと除伐というのはスギ、ヒノキ以外の所でと言う事なんで、なんでここへ齢級があるのかなというのが。

(出口主任)

スギ・ヒノキ以外の雑木を中心とした施業という事であって、決してスギ、ヒノキを全然切らないという訳ではないんですよ。

(松本委員)

スギ、ヒノキも入っているという事ですか？

(出口主任)

はい、不良木、不要木は淘汰するという事も含めての施業が除伐という定義です。

(柿部チーフ)

基本的には、植栽しますと7年生、植えて1年から7年生までは下刈りということをや

ります。その後、基本的に除伐と言うのは11年生になってからなんですけど、その間は約4年位何もしない状態がありますので。

それと山というものは、植えたスギ、ヒノキだけではなく、周りから色々な雑木のもものが飛んできたり、「侵入してくる」という言い方をするんですけど、それが4年もあれば、どうしても広葉樹というのは成長が早いので太くなってくると。そうすると植えた木に対して圧迫といいますか、そういう事が起こりますので、それを主体に除けていく作業が除伐です。

(根小田委員長)

はい、他は如何ですか。

(山中委員)

私達が、少なくとも私が色々な所の山へ行って、香南市、香美市とか他の所を若干見たりするにつけて、非常に進捗率というか、これが非常に少ないという事が、我々見る限りでは歴然としていますし、これを私は大事な事業だと思いますので、一定の事業を推進すべきだと思いますが、その拡大を何とかやられるような、先ほどもちらっと出ていましたが、そういう事が非常に今後大事になってくるだろうというように思います。

(根小田委員長)

はい、他は。近年の予算の消化の動向だとか国との関係だとか、少しそのような考えで、今年度の予算を6,500万円です。事業内容の所で切捨て間伐という言葉を使うかどうかは、少し検討してみるとしまして、これでいくという事でよろしいですか。

よければそういうことです。はい、ありがとうございます。

それでは引き続きまして、2番目の方の木材産業課の木材利用ですね。

No.2「木の香るまちづくり推進事業」 木材産業課

(木材産業課 岩原チーフ)

木材産業課の岩原と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

私からは、番号の2番の「木の香るまちづくり推進事業」と、番号3番の「グリーン熱証書発行事業」の2つの事業を提案させていただきます。資料については、お手元の資料でご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず3ページをお開きください。「木の香るまちづくり推進事業」についてご説明をさせていただきます。県産材を積極的に使うことによって、ひいては森林の整備に繋がっていくという事から、県民が広く利用する所に積極的に県産材の利用を図っていくという事で、今年度から事業の拡充をさせていただきまして取り組んで来ております。

来年度は今年度と大きく枠組みの変更はございませんが、昨年10月、国の法律「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が10月に施行されましたので、国の方が率先して、公共建築物における木材の利用に努めていくということになっております。

併せて県や市町村、また民間企業の皆さま方等にも主体的な取り組みが求められることになって来た所ですので、公共建築物等の木造化、木質化が一層促進されることになってくると思われます。

今後はこの法律の施行を契機としまして、県も県産材の利用に積極的に努めていきたいと考えております。お手元の資料でご覧のように、来年度も(1)(2)(3)、公共的な空間の整備、学校の関連施設や環境の整備、また観光関連の整備の3つのメニューで引き続き事業を実施していきたいと考えております。

それでは4ページの資料の方でご説明をさせていただきます。まず、1番上の「公共的空間整備」でございますけど、左側の方が今年度、平成22年度に今事業を実施中の事業でございます。7団体、7施設に1,444万円の支援を予定をして実施をしているところでございます。

右の方が来年度の提案でございます。それで変更箇所として、下の矢印の中にも書いてございますけれど、新たに法が施行されたことによりまして、今年度の対象から医療施設を追加させていただいております。法律で民間企業等への主体的な取り組みの中の公共的な施設の中に医療施設も追加されてございますので、法律に沿った形で医療施設を追加をして、来年度は公共的な施設への整備に支援をしていきたいと考えております。

また、規模の大きい施設にも十分な支援が出来るようにということで、限度額を300万円から500万円に引き上げさせていただきたいと考えております。

そういったことで合わせまして、来年度は2,660万円の支援を継続させていただきたいと考えております。

次に真ん中の「学校関連施設整備」では、第一期から引き続きでございますけれども、県産材を使った県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校への木製の机、椅子の導入の支援としまして、来年度は1,415万円の支援を計画させていただいております。

それから下の端の「観光関連施設等整備」では、県内の観光地やその周辺において県民やまた観光客の皆さまに県産材をPRし、利用拡大を図っていくということから木製のバス停や休憩所、観光案内版、ガードレールの設置など、引き続き925万円の支援を計画したいと考えております。

その次のページをご覧ください。

今年度の取り組みを写真にしております。上の端の写真が公共的空間の整備としまして、高知龍馬空港のターミナルの搭乗用連絡橋という飛行機へ乗る所、そこまで行く所の腰壁を木質化をしています。

また真ん中の所は学校関連の整備ということで、学校の机、椅子を始め、保育園にテーブルや遊具などの整備をしているところでございます。

また下の端は、観光関連施設としてははりまや町の交差点の、四国銀行側の方の南側のバス停の整備をした所でございます。

このようにして、いずれの事業におきましても県民の方の目に見える所に「この製品は森林環境税を使っています」といった事を明示して、森林環境税の取り組みを積極的にPRしていきたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

2番目の「木の香るまちづくり推進事業」についてご説明をいただきました。何かご質問はありませんか。

(松本委員)

新しい法律の施行で、国が木材利用を推進しなさいというのであれば、国が一応補助を出すとかそういう事はないのですか。

(岩原チーフ)

来年度予算の国の補助事業を見ましたら、一応新しく公共施設の整備への1/2位の支援というのはメニューが作られてるんですけども、規模的には各県に1つ位の補助事業での整備しかないような予算になってございます。

といった事から、私共も今年度末には国の方への要望の時期でもございますので、引き続き支援の拡充を要望していきたいと考えております。

また併せまして、森林環境税を使わせていただいて、引き続き積極的に支援をさせていただきたいと考えております。

(山中委員)

学校とか幼稚園とか、ここらも導入を少しずつ進められておられる訳ですが、これは非常に私はいいい事だと以前から思っているんですが、そういう所からの関係者の反応というのはどうなんですか。

(岩原チーフ)

民間の幼稚園と保育園の方なんか最近では市町村が、最初は保育園が多かったんですけど、民間の保育園や幼稚園が沢山になって来まして、今はそちらの方が多くなって来ております。それで事業についてのお問い合わせも、最近は大変な数になってまいりました。

また併せまして、小学校でも、新しく木造化を考えていただくような小学校も増えて来まして、木造化に合わせて新たな建物を建てたという事で、木の机、椅子も合わせて設置させていただくといったような要望も沢山いただいております。

(根小田委員長)

他はございませんか。内容的には継続で、規模を拡充していこうということですね。5,000万円位ですね。特に異論ございませんですか。

それでは、そういう事で進めていただきたい。

(岩原チーフ)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

では、3番目の方ですね。

No.3 「グリーン熱証書発行事業」 木材産業課

(木材産業課 岩原チーフ)

すみません。追加の資料を1枚、今からお配りさせていただきます。

今お配りさせていただいたのは、6ページの資料の裏面がなかったもので、その裏面ということで別途配布させていただきました。失礼しました。

それでは、5ページの番号3「グリーン熱証書発行事業」についてご説明をさせていただきます。

委員の皆さま、ご存じのように昨今の原油の高騰や地球温暖化防止の対策への対応として、化石燃料に変わる木質のバイオマスエネルギーへの期待が高まってきている所でございます。県内におきましても農業用のボイラーを始め、温泉施設や公共施設などにボイラーの導入が進みつつあります。現在、国の補助事業などを活用しまして、県内に木質のペレットを作る工場、供給側の方ですが、6施設出来てございます。また使う側としては、農業用のハウスのボイラーあるいは温泉などヘチップボイラー、またペレットボイラーの導入が、本年度末で約118台位設置される予定になっております。

ところで、バイオマスを利用する上では、色々な問題も発生して来ており、燃焼、ボイラーを燃やした時の灰の問題、あるいは未だボイラーが大変高いという事で、コストの問題などの課題も発生しております。

こう言った事もありますので、今後普及させていくためには、こうしたコストを埋める支援の一つとして、今回提案させていただきますグリーン熱証書の発行、こうした仕組みづくりをしていきたいという事で、今年度からこの「グリーン熱証書発行事業」を実施させていただきます。

5ページの資料の真ん中の内容のちょっと下の所、22年度ですけど、今年度の事業は木質のペレットの温水ボイラーの所、2基に熱計測器を設置をして、熱量のモニタリングを現在始めているところです。

また、併せまして、計測方法が未だ確立されていない温風のボイラー、今温水のボイラーは2基設置をしてモニタリングをしているんですけども、温風のボイラーが未だ計測が十分じゃないといった事から、現在は県の方が調査をしてそういった調査結果をまた国に提案をしていきたいという事で、その調査と合わせて564万3,000円の予算で今年度は実施させていただいております。来年度は880万円余りの予算を計画させていただいております。

今年度実施しておりますモニタリング、これが国の方で認証基準が出来たのは、この12月27日でございます。という事で、自分達は8月位に出来るという事で、今回進めておりましたけれども、国がちょっと遅れまして、認証基準がこの間去年の末に出来ましたので、1月から現在温水ボイラーを2基の所に計測器を設置して、今現在モニタリングを始めた所でございます。

それで今年、モニタリングを1月から来年の12月まで、この2基についてはずっと継続をしてモニタリングをしていって、その1年間のデータを基に、それを認証機関に持って行って、東京ですが国の認証センターで認証を受けて、県が証書を発行して東京の企業に売り込みにいきたいと考えております。

また、今年度並行しまして、新たに木質ペレットの温水ボイラーを別途3基のボイラーに設置を来年度させていただきまして、今年度同様に熱計測器を設置して、熱量のモニタリングを3基やって継続をしていきたいと考えております。

全国で初めての、県としても初めての取り組みでございます。今年度と来年度の2年間、県で継続的に環境価値の還元が受けられるような仕組みづくりを、最初の2年間につままして、作っていききたいと考えております。

次に、お手元の資料の6ページ、お手元にお配りを先ほどさせていただいた資料の概要書の方をご覧ください。

事業の概要でございますけど、来年度の事業は下の方でございますけど、3基、3台の温水ボイラーに設置したい。

1つは牧野植物園の温室を温めるボイラーに設置したいと考えております。後2つについては、これからバイオマス関係者の協議会、ボイラーの協議会であと2カ所を決めていきたいと考えております。

それと、その計測器というのは下の方に写真がありますが、これを温水ボイラーに設置しまして熱量を計測をしていきます。

また来年度は新しく1台だけ、右のパソコンみたいなものですけど、「遠隔検針システム」というのを1台導入しまして、その場に行かなくても数量が正しく計測出来るかどうかという事を実証していくために、1台、遠隔検針システムを導入して検証していきたいと考えております。

資料の裏面の方を見ていただきますと、上から22年度今年度、真ん中が来年度というこ

とで、上の 22 年度を見ていただきますと、ちょうど真ん中の角で囲んだ所に「株式会社森のエネルギー研究所」とございます。今年度は東京のバイオマスエネルギーなどの専門機関であります、森のエネルギー研究所に計測器の設置やモニタリングを委託してございます。

左の端の方に、その左に「木質バイオマスエネルギー利用促進協議会」というのがございまして、協議会のメンバーの中から今年度、温水ボイラーとして中津溪谷の「ゆの森」の温泉ボイラーと、養鰻業の「東洋トピナ」のボイラーの 2 つに温水ボイラーで、今現在設置をして 1 月から計測をスタートした、モニタリングを始めたというところでございます。

また、もう 1 つの温風ボイラーについては未だ確立されていませんので、こういった研究をしてまた国の方に提案をしていきたいということで、今年度はこの 3 つの事業を主体とさせていただきます。

来年度ですが、真ん中の 23 年度を見ていただきますと、来年度も未だ決まっておられません、専門の機関に委託をして事業を進めていきたいと考えております。今年度のモニタリング、1 月から始まっていますので、それを引き続いて 2 ヶ所やっていくのと、来年度新たに 3 ヶ所の温水ボイラーの計器を設置してモニタリングをしていきたいと考えております。

このモニタリングの今年度にやったものについて、来年度結果をいただいて、認証機関に認証をしていただいて、それを県が証書を発行して東京の希望される企業に販売をしていきたいと考えております。

また併せまして、協議会、協議会というのは県の方でバイオマスの関係者の皆さまが集まった、90 名くらいの方が集まってのバイオマス協議会が今年度出来ましたので、そのバイオマス協議会のメンバーの中から、1 つは牧野植物園、後 2 つを選んで 3 つで同じように計測器を設置して熱量のモニタリングを実施していきたいと考えております。

今年度と来年度で一通りのものが出来ますので、こういった仕組みをまず県が作らせていただきまして、24 年度以降はこちらの協議会に引き継いでいきたいと考えております。そういった事で、来年度 880 万円余りの予算をご提案させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。3 番目の事業についての説明がありましたが、ご質問ございませんでしょうか。

(窪田委員)

はい。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

22年度の2ヵ所の、中津溪谷と東洋トピナさんでしたね。これは現在バイオマスは何ですか。

(岩原チーフ)

ペレットです。

(窪田委員)

どこのペレットですか。

(木材産業課 三宅主幹)

中津の方は仁淀川町のペレットです。東洋トピナの方は梶原ペレットを使っています。

(窪田委員)

両方ともブラウンじゃないですか。

(岩原チーフ・三宅主幹)

そうです。

(窪田委員)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

両方とも県産のペレットですか。

(岩原チーフ)

そうです。

(三宅主幹)

この事業の条件として、県産のペレットを使っていたきたいということで進めております。

(窪田委員)

データを取るのに県産のホワイトも取らないといけないでしょ、データは。

(三宅主幹)

今は、該当するボイラーがないんですけれど、来年度進めていければと思います。

(根小田委員長)

ほか何か。

(松本委員)

売込対価の取引部分ですよ、今年度はどれ位ですか。

(岩原チーフ)

今年度は未だ1月からなので、来年度にかけて1年間。

(松本委員)

今年度、そのボイラーを燃やして、化石から木質へ変わったよという熱量をもって、これが売買の商品になるわけですよ。

(岩原チーフ)

そうです。12月27日にその機械、この今あった写真の絵の機械、これが認定されましたので、「この機械を使ってモニタリングをしたら認証してあげます」という機械が決まったのがこの12月27日だったので。それを機械を1月から設置して1年間、ゆの森も東洋トピナも1年間ずっと燃やすボイラーでございますので、年中燃やしているボイラーなので、1年間の計測をした熱量をもって認証センターで認証していただくと。

(松本委員)

そこまでは、認証データを取ることは分かるんですが、その次が本当に売れるのという。

(岩原チーフ)

そうですね。そういう事で今、東京都がこの熱とか熱の証書、あるいは太陽光の電力の証書とか、そういったものを東京都の大きな企業に東京都がキャップをかけています。そこで、こういったものについてその対価として見てくれるという事なので、そうした企業に、まずは県の関係の企業などに、「協働の森」とかそういった形で関係のある企業を、まず、県の方で営業にいきたいと考えております。

(松本委員)

そこについて確認ですけれども、東京都のルールとしてキャップがきちんとあると。だから、それを持っていきさえすれば、大企業は買いますよという事ですか。

(三宅主幹)

色々な東京都の証書発行の事業者さんなどに情報をお聞きするんですけれども、需要は多いだろうというふうに聞いておりますので。東京都の排出量取引についても未だ今後という所もあるんですけれども、対価の方も相対取引ですので、どれ位の価格でと決まったものはないという事もあるんですが、需要の方は東京都の企業 1,400 社ございますので、そこにある需要は多いだろうというふうに聞いています。

(松本委員)

それで分からないんですけれど、仮にお金が回り出した時に、いずれは環境税を入れた事によってお金が回り出して、それはもう一人歩きが出来るようになるのか、一定、半永久的に応援しないといけないのかという所を教えてください。

(岩原チーフ)

これは、今年と来年で県がまず取り組んで仕組みを作って、後は主体的にバイオマスの協議会の方で取り組んでいていただきたい。

(松本委員)

じゃあ要するに補助先は企業じゃなくて、協議会に基金から補助して、そこでそういう枠組みを作るという仕組みですか。

(岩原チーフ)

今年度やっているのと来年度については県がやるという事ですので、補助とかではなくて県がやっております。そのものを今度は、24年度は仕組みが大分見えてきたら次はバイオマス協議会、そういった関係者の方が引き継いでいていただいて、主体的な取り組みとして繋げていきたい。

(窪田委員)

この対価はどこに入りますか。24年度に出てくる対価というのは。

(三宅主幹)

23年度につきましては、県に入るようにしておりますけれども、24年度以降は自立した協議会に入るような仕組みしていきたいという。そういう仕組みを協議会の方に渡してい

きたいと思います。

(窪田委員)

じゃあ、委員会の方としては対価が発生して動き出した時点で、出来るだけ受益者負担で回るようなことをお願いして、いつまでもという訳にはいきませんので。対価が発生するという事は商売になっているという事なので、その時点で受益者負担でこのシステムを回していただけるようお願いをしたいと思います。

(松本委員)

23年でもう終わりという事ですね。

(岩原チーフ)

そういう事ですね、はい。

(根小田委員長)

ということで、今年度の予算が前年よりは増えておりますが、888万円。これでOKということでしょうか。

はい、それでは3番目を終了します。

(岩原チーフ)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

それでは次、環境共生課の方から2件あるようですので。

No.4 「人の成長に合わせた木との出会い事業」 環境共生課

(環境共生課 小溝チーフ)

環境共生課から森林環境税を活用させていただきたい事業として、「人の成長に合わせた木との出会い事業」の説明をさせていただきます。

私は温暖化対策担当チーフの小溝です。資料1の7ページ以降に資料はあります。

この事業は県産材の積み木を、こちらにありますように、市町村との協力を得て県内の新生児の保護者に配布する事をコンセプトとしています。

パワーポイントで説明させていただきますが、こちらについては資料の3の4ページにパワーポイントの図式がありますが、非常に黒く写っていますので画面を見ていただけた

らと思います。

また、別途2種類の積み木のサンプルを県内の業者さんに無料でご協力をいただいたところ、急ぎサンプルを作って回覧しています。併せて、同時に配布するパンフレットのサンプルというか、イメージを伝えやすくするために配布をさせていただいています。それと、この事業自体発案は、「高知県地球温暖化防止県民会議」が行いましたので、その団体のパンフレットを配らせていただきました。

この団体は地球温暖化防止を県民運動にするために事業者、民間団体、それから学識経験者、県、それから全市町村等で3年前に立ち上げて、240以上の構成員を有している団体です。トップは知事で、副会長は高知市長と高知商工会議所連合会の会頭の方に副会長をしてもらっている団体です。

県民会議の中に今年、県民の木づかい利用を促進していこうと、「木づかいワーキング」を設置しました。この事業はライフステージ毎に、木づかいの利用をPRするのが大事だとして提案したものです。

この事業のコンセプトですが、積み木を県内の今年生まれるすべての子どもに、県産材の「木育」のツールを提供して、その乳児ですね、まだ生まれたばかりでは、そういう事では触れませんが、特に、この親御さんに県産材の触感、香り等の素晴らしさに触れるきっかけを提供していきます。それと、積み木の発注は、もちろん県内事業者に行います。

それから子どもが生まれた、感動体験があった時に、「森からのプレゼント」として配布する事にしています。積み木の配布と同時に、ライフステージ毎の県産材製品の情報を盛り込んだ、それからまたイベント活動、それからその森林環境税を使った他の事業が、その折々に「こういうことをやっているんだよ」とライフステージ毎、成長毎に関わりが出て来るものなどもアピールする事が出来るパンフレットを配布するつもりです。

県産材の製品や、県産木造住宅の家の購入を誘導したり、森づくりの重要性を考える機会を提供する事を、この積み木をきっかけに行おうとしています。

お手元にありますこのパンフレットはイメージで、タイトルからサイズ、内容については、この県民会議の木づかいのワーキングの中で練り上げていく予定です。

「ライフステージ毎に」というコンセプトでやってるのが、今回の事業のテーマであります。人の成長ごとに、どのような県産材との出会いの場面があるかをこのように組み立て直してみました。

「木の香るまちづくり」や「森のようちえん」、それから「山の日」や「山の学習」、色々な形でこれまで木と触れ合う機会を提供して来たと思いますが、この中で、このライフステージの中で、生まれた子どもやその親という部分については、未だその部分については空白があるのではないかと思います、この世代にアピールをするというのがこの狙いです。

これまでのこの事業で、木に触れる機会づくりを沢山して参りましたし、素晴らしい事業も沢山ありますが、県産材利用に意識が向いていない方とか、木に触れる機会づくりを

してもその場に向かない人、出向かない人には、やっぱりアピールが出来ませんので、出生という機会を漏らさずに、県産材利用を広く働きかけていきたいと思っております。

この新生児の親の世代は、なぜ狙い目かと言いますと、子どもが小学校へ入学するまでに色々な道具を揃えたり、居住場所を定めて新規住宅の購入を検討する世代でもあります。大体、学校の校区をどの辺にしようかという事なども考えます。そこで県民参加の森づくり、木育、それから県産材利用のコンセプトを投げかけるべき絶好の世代ではないかと考えています。

「県民参加の森づくり」をしたいけれども、直接森づくりに参加できない県民への関心を深めたり、積み木が「気付き」や「理解」や「行動」へとつながる、県民参加のインセンティブとなっていきたいと考えています。

この積み木が木育のきっかけとなり、さらなる県産材利用を、パンフレットなどで情報も得て促進に繋げ、二酸化炭素吸収源としての森林再生に寄与して、地球温暖化防止の県民運動へと繋げていく流れを呼び起こしたいと考えています。

配布する積み木について、これは今ちょっと数の多かったものだけをサンプルの例と挙げさせてもらいますが、配布する積み木のイメージの一つの例です。

サンプル作製にお付き合いいただいた所のものですが、県内の製材所・木工所をお願いすることを想定しています。

製品には森林環境税のマークは元より、CO₂の固定量を、環境共生課の方では固定量を算定をして県内住宅等を公表してる制度なども行っている課ですので、CO₂の固定量はもとより、事業名とお祝いの言葉を印刷して配布する予定です。

これはちょっと画像上の処理でやったのですが、カラーにすることも可能ですので、森林環境税のカラフルなマークを貼付することもできます。

この積み木の例ですと、紙の箱に梱包して傷つかないように配布することができます。単価は1,000円程度を想定しています。同時に配布するパンフレットのイメージについては、今お渡したとおりです。

それから、本事業の委託先と事業の展開の流れですが、この事務の委託先は、この県民会議については、県民部会と事業者部会という部会があります。そこについては、それぞれ環境関係団体と高知商工会議所に事務局を委託しています。

こちらの事業については、環境関係団体の方に委託を、県民部会という所がしていますので、木づかいワーキングの事務をお願いしている「地球温暖化防止県民会議」、県民部会の事務局の業務を委託している所に、その委託の上乗せとして委託したいと考えております。

それは県民会議の発案事業であるので、発案したテーマを大事にこの事業を最後まで完遂するであろうという事と、パンフレット等の検討は引き続き、その同ワーキングで行っていく事から、そちらの業務にする方が成功するのではないかと考えています。

木材業者への積み木の発注は、受託者から同一規格で作製できる県内の業者に広く発注

することを想定しています。

積み木やパンフレットの配布は、市町村を通じて行います。というのは出生情報は個人情報ですので、市町村の協力がなければ配布出来ません。

出生者数は、市町村によってバラつきがありまして、こちらで ABCD とかいう所につきましても、新生児家庭の所に出生届の時にお渡しすることのできる市町村もあるでしょうし、新生児訪問を保健師さんや民生・児童委員がされている市町村もありますので、その時に受け渡しを想定しています。

が、高知市等非常に人数の多い市町村では、色々な案内状が新生児の所に送られる時があるそうですが、そちらの方にこういう物を配布することを案内していただいて、県民会議の側で、設置する窓口で案内状と引き換えに配布するという事を想定しています。

それから事業費の内訳になりますが、事業費は 763 万 6 千円です。積み木が大体、新生児が 6,000 人弱ほど昨年度生まれておりまして、5,788 人生まれています。この配布の協力者、例えば保健師さんに協力していただく場合は、こういう団体等に事前に見せてご理解もいただけないといけませんので、その協力者への見本等も入れて 6,000 人です。

パンフレットについては 1,000 部は、このパンフレットだけでも非常に情報量があり、木育とかライフステージの利用といった事を訴えかける場面が事業者などの場面にもあるかと思ひまして、1,000 部余分に広報用に刷ります。

支援スタッフはこのようなものを、積み木を発注し発送したり、パンフレットの作成をしますので、そちらの方を 33 人日で計算しています。

積み木、パンフレット送付は市町村等へ、市町村が指示する場所への梱包の箱数としています。その他、消費税です。

子どもが生まれた高知で、これから山川海の恵みを享受しながら暮らしていける事、県土の 84% を占める森林保全の重要性に気づいてもらいたい、森づくりに参加してもらいたいという事を思うとともに、同じ林業振興の部に環境部はおりますので、林業が「業」として成り立ち、低炭素社会に貢献するキッカケとして、この事業の採択をよろしく願います。ありがとうございました。

(川村委員)

この積み木ですよね、これを渡すという事になるのですか。

(小溝チーフ)

これはサンプルですね。もう少し色々な形に変えていくと思います。

(川村委員)

サンプルですけど、色々検討し、色々な人に見せてという事ですね。

小さい子どもをお持ちの人、これ生まれた時にあげるのですよね。そしたら、小さい子

どもを持っている人の意見も聞いてますか。

(小溝チーフ)

そうですね、ワーキングの中には子どもを持ってるといふか、お孫さんの守をしている人なんかもいます。

今からは誤飲がないように、むしろ医学的にこの大きさが大丈夫かと。母子家庭に、大体この大きさのもの以上の物はどうかというのがありますので、そういうようなケガのないようなものにしていきたいです。

それと、そういうような所は改良していく予定です。これは業者さんから無料でサンプルを、こうしたら安くできるというのをもらっているだけです。

(川村委員)

何歳を見当にこれをあげようとしているのですか。

(小溝チーフ)

出生のタイミングで渡しますが、遊ぶのはだいぶ後になろうかと思えます。

(川村委員)

ちょっとごめんなさい。結構これは角がありますよね。お母さん方が小さい子に「ガラガラ」の代わりに渡したとします。そうした場合に、子どもの手というのはどこへ飛んでいくか分からないものです。

私も孫の守を去年1年ずっとして来ましたが、本当に男の子というのは投げのりも激しいし、それから自分の手をどこへ持っていくか分からないのですよ。その時にこの角があんまりきついとちょっと危ないと。それから私は既製の積み木を買っているんですけど、やっぱり全部丸いですよね。いくら四角い平面のでも多少の大きさと、それから角を全部丸めてある。

やっぱりちょっと私は、これを使うのは知恵の輪がもう使えるぐらいの大きくなった子どもが対象になるから、生まれた時にあげるのにはちょっとふさわしくないような気がします。

(津野委員)

託児所の立場から言わしていただいたら、やっぱり川村さんと同じ意見なんですけれども、折角いただくのにすぐ使えないというのは如何なものかと。

それで、あくまでもサンプルということなのでこれではないと思いますけれども、この積み木だったらもっとも上の子ども達が、例えば、ままごとで使うとかドミノ倒しで使うとか、そんなふうにはしか使えないのかなと思って。

やっぱり小さい子というのは手で握って、口の中にも入れるし、そんなことを考えて、折角いただいたらすぐ使えるような、そんなものにしていただきたいなとは思っています。

それで、いろんな保護者の方の意見を聞くなり、保育園とかでちょっと検討していただくなりということをした方がいいんじゃないかなと。

(松本委員)

ワーキングに実は参加しています。提案した本人なので、僕の思い出がそれにあります。特に今、すごくテレビとかで虐待とか育児不安とかってということが問題になっていて、保健師さんが訪問事業を全県的にやっていますが、「手ぶらでいくよりはそこに何か持って行ったらいいね」という所で、「じゃあこの木づかいで積み木ってどうかな」という話から始まって。

で、もう一つはこれを、木工事業所っていう事やけど、出来たら障害者の働く所っていう事なんで。この積み木自体はもっと工夫が、色々な人の知恵を借りながらですけど。やっぱり生まれてすぐの所にこれを配って、実は完成品は届けるのを辞めようっていう提案したんです。これはやっぱり子どもがもうちょっと、2歳から3歳にかけて位に半完成のものを親子で完成品に、ペーパーをかけたりにして遊びながら完成品に出来るものっていう事で、完成品は持って行かんとこってということなんかも含めて提案したんですけど。

(小溝チーフ)

お父さん達は、特に子どもが育っているのを見ている時間帯で、夜こうやって磨いてもらうと。香りもしていいんじゃないかというようなコンセプトで。サンプルもそちらの方に1つしかなかったんですけども、そういうものもあります。大きさ等その他については、もっと研究していく必要がありますが、価格1,000円で抑えていこうかと。

で、ご両親それぞれ、環境税500円ずつあると二人で1,000円位は出してくださっているはずですし、おじいさんやおばあさんがいれば、それで言えば2,000円は出ているという事になりますので、その一部を木育ツールで気付いていただくというようなお返しの仕方をするというのはどうかと。

(川村委員)

子どもと一緒にそういう作業をするんだったら、やっぱり保育園の年長時になった時にお祝いにやろうとか、小学入学の時にやろうとかいう形でないと、子どもと一緒に、子どもを見ながら作業するのは、やっぱりそれはホコリになって子どもの目に入ったりということも起こり得る事だし。小さい子には小さい子用の、やっぱりすぐ遊べるものをあげた方がもっと喜ばれるようにも思います。

(根小田委員長)

出生時に配る事に意味があるような。親の教育の所にポイントが。そんな感じがしています。そこの世代にね。

(小溝チーフ)

そうですね、ええ。その新生児の所が、ちょうど6年までの間に県産で木造住宅を大体建てると。子どもが出来ると、鳥のように巣作りをするのが大体で、私の知り合いなんかも大体子どもができるとう家を考え始めています。

乳児というのは意識が未だないですので。親がそういうものを与えていこうと折々思うという所での啓発があるので、早い段階で、生まれたという感動があって「この子を健やかに育てたい」という所にそういう、県でもこういったプレゼントがありますというのをやっていけたらとは思いますが。

(津野委員)

親世代と言うんだったら、もう赤ちゃんが生まれる前に妊婦さんを対象に、「子どもが生まれたらこんな木のおもちゃを」と、磨くことも可能だと思うんですけど。

(窪田委員)

すいません、根本的なことを聞いていいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

環境税で子どものおもちゃをプレゼントする方向は、基本的にありません。

問題は木づかいとしてどう発展していくかという事なので、このツールでマイホームの購入を検討するっていうふうな論旨になってますけども、これの費用対効果、600万円も支出したら1軒の家でもマイホームを建てるかといったら、基本的にはないと思うんです。私はこの事業はちょっと難しいかなという感じがしております。

単なる、子どもが触れるとか木づかいとかいう点でおもちゃを、取りあえず「する」というなら、それはそれでまた別の考えはありますけれども。

それによって、住宅に結び付けて木の振興とか県産材の振興に結び付けるというのは、ちょっと内容が飛び過ぎてませんか。単に、子どもに木の教育をするという所で止めて、そのための資材のプレゼントというなら未だ分かるけれども、この目的が県産材の住宅を建てるきっかけに云々という所まで持っていくことにちょっと無理があるんで。

(小溝チーフ)

いや、木育のツールは木育のツールで、そういうこともあればということでその世代にも。

(窪田委員)

いやいや、そういう書き方になってないから。

(根小田委員長)

まあ色々と、その機会に色々なことを宣伝しようっていう感じで。

(窪田委員)

それともう一つは、こんな事をやるのは、単年で終わるような事業の組み立ての環境税じゃあ無理だと思うんで。継続性が必要性になると思うんで。環境税では今年1年で終わる可能性も十分あるんで、それで本当に意味があるのかどうか。

という点で、凄くこの600万円なり700万円の費用対効果的なもの、まあ費用対効果は言うべきじゃないかも知れないけれども、税だから。もの凄く他のものに比べて疑問が残るといことが私の意見です。

(山中委員)

いくつか出て、私も同じような考えを持っていますが、基本的に子どもに木質のおもちゃをプレゼントされるというのは、これは子どもの発達として非常にいい事だというように私は思っていますが。基本的にはですね。

ただ、サイズの事とかカラーとか、色々それは検討するんでしょうが、年次的にどのような計画で、色々話されたと思うんですが、今後の計画をどういうようにしていくのかという、そういうものが必ずしも見えてこないし。

何か大きな子どものエポック、例えば国際森林年とか、そういうようなことがあれば分かりますけど、そうでない場合、これは何年次計画ですよとかいうようなことなども分からないです。

木のおもちゃそのものは今非常に増えていますし、私も仕事柄色々な所を、教育関係とか病院とか、そういう所を気を付けて見ていますが、非常に増えていってますし需要は多くあるというように思いますが。基本的な構想なども、どうなるかというように思います。

(根小田委員長)

ひとつ新生児対象で、親御さん対象で、継続的に今度何年かやってみようみたいなことになりますか、考え方として。

(小溝チーフ)

ええ、そう考えていました。森林環境税が浮かび、森林環境税は温暖化のことも取り入

れて第二期が始まっていらっしゃると思いますので、森林環境税がある限りこれを、どういう商品がいいのかというのは、これは未だサンプルで、付き合ってください業者さんが「うちだとかいう物ができる」というのを見せてくださってるだけのことなので、改良は可能かと思えますけど。

(根小田委員長)

まあまあ、それはいろんな機会に森林と林業、森林と環境、そういう問題について県民にアピールする、そういう一つのきっかけとして考えられたんだと思うんで。その意味があると思えますけれども、どうですか。

(津野委員)

この3点とも改造、いわゆる直していくんですね。

(小溝チーフ)

そうですね。今みんなで、ワーキングでパンフレットを話し合う以前の状況ですので、みんなが、「こういう発達段階に合わせてこういうような商品もあります」、「こういうふれあいの場もあります」という所を情報提供していけたらという事で、どんどん改良は可能です。

イメージを、今日に間に合わすので急いで作ったものですので、全然、まだまだとは思っていますが。

(窪田委員)

積み木はもう後に回しましょうよ。次へいきましょう。

(根小田委員長)

はい。ちょっと今は意見が出てるので、後でもう一ぺん議論をすることにしましょう。

はい。それではちょっとこれはペンディングで、5番目の方の事業を先に説明お願いできますか。

No.5 「J-VER プログラム認証事業」 環境共生課

(三好チーフ)

お世話になります。環境共生課の三好でございます。

私共の提案ですが、プログラム認証制度。これは「高知県 J-VER 制度」の運営に係るものですが、昨年この委員会で認めていただきまして、県内各地の森林整備を通じまして地球温暖化対策、そして雇用、地域振興に資することを目的としまして昨年2月に

始まりました。

今年度は新たに幾つかの項目を追加いたしましたので、是非ともご検討の程よろしくお願ひしたいと思います。次お願ひいたします。

昨年度皆さまに認めていただきました内容につきまして、簡単にご説明したいと思います。これはオフセット・クレジット。先程も木材産業課の方で「グリーン熱証書」というお話がございましたが、二酸化炭素を吸収または削減することによって、これを環境先進事業に交付していった事で、地域の森林整備に資するというものでございます。

もう皆さまご存知のとおり、高知県は全国一の林野率。また蓄積量は1億2,647万m³、日本国内の1年以上の木材使用量の蓄積としてございます。

ただ一方で、現状としまして、山の現状は皆さまご存知のとおり、林業は大変低迷しております。素材としてどのようにやっていくのか、また担い手対策はということで、大変問題が山積しております。

それにつきまして、森林の環境価値としまして温暖化対策。森林は二酸化炭素を吸収、光合成をしまして木材が蓄積をします。これは二酸化炭素を吸収、またこのようにテーブルにございますが、木材として二酸化炭素を固定。また、化石燃料の代わりに燃やすことで、先程の木材産業課のお話にもございましたが、二酸化炭素を削減というものがございます。

これらを単に実施するだけではなく、これに金銭的価値を付けるという事で、証券化を行いまして国のJ-VER制度、またこれに沿って私ども高知県が都道府県プログラムということで、高知県J-VER制度を始めました。これがいわゆる温暖化対策で、今後単年度ではなく継続的に続けられるという事、また、補助金制度と違いまして、永続性資金を山と都市部と循環できるというものがございます。

内容としましては、この制度を利用することで高知県J-VER制度のプロジェクトを実施いただきまして、次お願ひします、その収入が次の山の森林整備資金に活かされると、そこで新たな森林整備計画が生まれまして、市町村、中山間地域におきましては林業の活性化、また地域振興に資するというものでございます。この内容で昨年、3ヵ年限りということで委員の皆さまにお認めいただいた内容でございます。

早速この22年度から始めましたところ、現在この7つの市町村からプログラムの申請、また今度も高知県J-VER制度へ手を挙げたいという市町村が数多く出て来ておいまして、次お願ひします、また、このうち4件のプロジェクトが登録になりまして、本年度内には新たにこのJ-VERのクレジットが発行を予定されております。

また、来年度以降は、地図にございますとおり東は北川村、西は宿毛市まで、この中には具体的に高知市のように市議会で議論された所もございますし、仁淀川町のように問い合わせがあったものもございますが、県内全域にこの県J-VERのプロジェクトが広がりを見せております。

こちらに高知県J-VER制度のフロー図を載せております。これは昨年度、委員会で皆さま

まに認めていただいた時にお示した図でございます。このうち、ちょうどこちらに「オフセット・クレジット認証センター」というものがございます。これが、この県 J-VER 制度の一番中核、コアの部分でございます。

これはどうしようにするかと言いますと、市町村等からのプロジェクト代表事業者の申請書を受理して、内容をチェックし、県内外の有識者の方を集めました審査を経て、これを最終的に高知県 J-VER のクレジットとして持っていかうというものでございます。

先ほどお話しましたとおり、今年度はこれによってプロジェクトが数多く出てまいりました。そして年度内には、次お願いします、初めてのクレジットが生まれてまいります。

そのクレジットをしっかりと管理をしまして、この森林、クレジットを生み出した間伐をしました森林が、2022 年度まで風倒木等で山が傷んでないか、台風、大雨で流れてないか、この永続性を管理する必要がございます。クレジットの信頼性など、これを管理した上でまた保険等に代わります「バッファ管理」というものが出て参ります。

これでクレジットを管理しますだけでは、この J-VER 制度は一つの流れとしては完結いたしません。このプロジェクト代表事業者からクレジットが、環境先進企業等で活用されまし初めて、このクレジットの販売代金が収入として山へ返り、この収入が一巡することによって始めてこの J-VER 制度の動きが一つ完結する訳でございます。

この中で山へ戻ってきました資金が、市町村または企業、協働の森の等々で次の森林整備に使われ、また国費や県費の補助事業以外のメニューで市町村が打ちたいという事業が、ここで、クレジットの販売代金で活用される訳でございます。

これが昨年この委員会で認めていただきました、J-VER 制度のプログラム認証事業の概要でございます。今年度は、このうち環境税では 1,075 万円 1,000 円を認めていただいておりますが、23 年度はプロジェクトの件数が大変増えるということ、それと永続性、またクレジットの口座の管理。それと今後この 3 ヶ年限りで認めていただいております予算の、この次のステージ。

やはりこのプロジェクトを実施しております事業体、それらの皆さまが一致協力してクレジットを販売していくために、まずその販売サポートのノウハウ、これを私共県としましては、全国の自治体に先駆けて販売実績、このノウハウを市町村なりプロジェクト事業者、またこの委託予定をしておりますサポートセンターの方に伝えていきたい。

これについては、限り予算でも致し方ないかなとは考えておりますが、こうすることによって県下全体でクレジットを活かして、次の森林整備に活かしていけるということになってまいります。

森林環境税を活用しまして、高知県 J-VER 制度がさらに発展することで、このように県内の人工林がどんどん森林整備が進んでまいります。この森林整備をされるのは誰か。これは地域、市町村で頑張っていられっやいます若者。この方達の雇用の促進、またこの皆さまが地域に根ざすことによって、地域振興へ結び付くと私共は考えおります。

この動きが本年度既に 7 市町村で進んでおりますので、これをより加速化するために、

私共の今回のご提案についてご検討をいただきたいと思います。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

午前中の最後の検討項目です。ご質問等ございますか。

先ほどのグリーン熱の、それと同じような問題で、買う企業があつて、それでプロジェクトをやる林業事業所とか、その間の色々な検証だとかマネージメントだとか、何て言うんでしょうね、色々なそういうことをやる組織というか。これは現在は、県のどこですか。

(三好チーフ)

私共のオフセット・クレジット推進チームです。

(根小田委員長)

推進チームですか。

(三好チーフ)

はい。この内で、プロジェクトの申請審査を認証センターの方で行っていただいております。資料のページの図の中で、真ん中の右の方になるかと思います。

(根小田委員長)

はい、ここですね。これは今は県、県庁自体がやっていると。

(三好チーフ)

そうでございます、はい。

(根小田委員長)

そういうことで。いざ、それを円滑に動かすまでの色々な財政的な側面を森林環境税でサポートして欲しいということですね。

(三好チーフ)

おっしゃるとおりでございます。

先程グリーン熱証書の説明で、松本委員様からもご質問がありました。やはりその販売をどうするかというのが一番課題でございます。やはり、これを売るためには色々な場へ出て行く必要、また色々な所で媒体に出て来る必要があるかと思います。

昨日、日経産業新聞の一面に私共高知県と梶原町が、今、木質資源で取り組んでいる事をトップ記事で出させていただきました。これも、やはり梶原町であるとか、私共高知県が

持っているようなノウハウを使って、そういうように全国紙へ出ると。これが中々やはり県内の市町村では、次にそういう事をしたくてもノウハウとかやり方というのはご存じないと。

これを私共がすべてやる訳でなくて、「こういうやり方があるんですよ」「こういう売り方がありますよ」「こういう企業がクレジットが欲しいと言ってますよ」というのを、要は仲介役でございますね。こういうものを、将来的にサポートセンターを立ち上げたい。

それを是非 24 年度まで認めていただいている予算の中でこれを是非伝えていくことで、この県 J-VER 制度も最終的には自立をしていただくように考えている次第でございます。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

J-VER をこれほど公的な所がやっているのは日本でも珍しい。凄く恵まれた良い環境でやっているのが高知です。通常は町のサポートセンターとかが、民間は直接企業と価格交渉して、ほぼ、J-VER を取得した事業体自らが交渉してやるというのが日本全体の中で、高知と新潟の 2 県だけがこういう公共的なお金を使ってやっているのが現状で、他の 45 の県でやるのは個人の成果です。

高知は恵まれた環境に、この J-VER についてはある。これは高知が最初に、国より先に J-VER 関係に取り組んで来たという流れがある中でのことだと思いますけども。

今年、23 年度で、それまでも売買はあってかなりの収益は、これはもう 1 万円位で売ってきている経過、5 千円の時もあるでしょうけども、売って来ている経過があるんで、徐々に売上、一般的な売上ですよ。CO₂ を売ったお金が入りつつあって、今までのゼロから組み立ててきたのを一歩進む状況に、今なりつつあって。

特に今年は民間も、今までは市町村有林に県費とかが中心で全部やっていたので、税金を使っても税金は戻ってくるという構造だったけれども、これから民間が入ってくる構造になって来るので、その森林所有者の中に。

そうすると、いつまでも税を使って云々という話は基本的に難しい。いつかの時点で売買の手数料でサポートセンターを動かす、受益者負担の構図をいつかの時点で作らないと、いつまでもこれを森林環境税で支援していくという訳にはいかない。

というのは、民間が取った時、民間の売買、「1 万円で売れました。手数料は一切ありません。1 万円じゃあ民間さんに返します」というような、税金でやるとそうなるんですけども。普通はそこに手数料というものが、基本的には経費は発生して当然の話です。

今年の、結論から言えば 23 年度を最後に、24 年度からは受益者負担で販売した所のその収益の中で、このサポートセンターを運営していくような構図を作ってもらおうということが、これを条件にして 23 年度はスタートしても良いかなと。

というのは三セクにするのか、どこかの会社に委託するのかは別にして、公的な所が認定してやっていくので。一般企業のように中々いけないとは思いますがけれども。

そうしないといつまでも民間の人、一部の民間の人間の山だけに公的なお金をという構図が発生しますから。

何年度かでもう切って、そっちの三セクみたいな所で受益者負担で回せる構図を作るという事が前提であれば、それは23年度で終わるのか24年度で終わるかちょっと分かりませんが、前提であれば進めてもいいかなと私は思います。

これは私の意見です。

(三好チーフ)

私共はこのプロジェクト認証事業、昨年3ヵ年限りということでお認めいただいておりますので、それ以上引っ張るということは全く考えておりません。

是非、やはり最初のひと転がり。昨年暮れにも地域版で朝日新聞に出させていただいたりとか、前面にこの高知県 J-VER 制度を出すのがこの最初の加速するための必要な部分かと考えておりますので、この辺をご検討いただいて、私共も24年度までというふうに考えておりますので、ご検討の程よろしくお願ひしたいと思います。

(根小田委員長)

はい、という事ですけど。そういう事で本年度についてはよろしいでしょうか。それじゃあ、この事業については進めていただいて結構です。

(三好チーフ)

はい、ありがとうございます。

(根小田委員長)

午前中の検討部分が終わりましたが、1点ペンディングになっておりますけれども、一応午前の議論をここで終わりにします。

13時15分まで休憩時間にしたいと思います。よろしくお願ひします。

— 休 憩 —

(根小田委員長)

皆さんお揃いのおようですので、午後の部を再開いたします。

6番目の議案であります森づくり推進課から説明をお願いします。

No.6 「人づくり推進事業」 森づくり推進課

(森づくり推進課 村上主事)

森づくり推進課、担い手担当をしております村上と申します。よろしくお願いいいたします。森づくり推進課が所管しております森林環境税の対象となっている事業について説明させていただきます。

事業名は「人づくり推進事業」というものでして、こちらは林業就業者の担い手の確保と、研修などを通じた人材の育成。また退職金制度や、安全防具などの購入の補助などといった労働条件の向上などで、林業に従事してもらえる就労者の方を如何に増やすか、増やしていこうという事業でありまして、その内の高校生研修というものが森林環境税の対象となっております。

この高校生研修というのは、主に森林や林業関係の高等学校の生徒に対して林業関係の資格を取得していただき、卒業後に林業の仕事に就いてもらえるようにして人材確保につながるという趣旨の事業であります。

高校生研修の中身ですが、「車両系建設機械研修」というものと、「可搬式林業機械研修」というものがあります。

どちらも5日間の日程で組まれておりまして、車両系建設機械研修は、トラクターやショベルカーといった建設機械に関する講義と、整地や運搬・積込みなどの実技演習を行いまして、こちらの研修修了後、卒業時に「労働安全衛生法」で定められた運転技能資格の修了証を交付する事になっております。可搬式林業機械研修の方は、チェーンソー・刈払機の取り扱いについての座学、及び実習を行いまして、こちらも卒業時に修了証を交付いたします。次のページをお願いします。

こちらが22年度に行われた車両系建設機械の研修です。こちらがキャタピラー付きのブルドーザー、またホイール式のトラクター、またこういったショベルカーといった建設作業機械に実際に運転してもらい、作業を体験してもらいます。また乗り込む前にはこういった座学の期間を、大体座学に2日間、実技に3日間を取りまして研修をおこなって参ります。こちらの研修を行おこなって修了証が交付されますと、林業の仕事に就いた時にこちらの機械を操作して作業を行うことが出来ますので、就職の時などに有利に働くのではないかと思います。

次のページをお願いします。こちらは平成22年の可搬式林業機械研修の様です。こういったチェーンソーの実際の作業の仕方や、分解してのメンテナンス、また実際に木材を伐る実技の研修などをおこないます。こちらも大体座学に2日間、実技に3日間の時間を

取っております。

今年の車両系建設機械の研修は8月2日から6日間と、8月9日から8月13日の2回で、今年の参加者数は幡多農業高校から10名、高知農業高校から9名の参加者がありました。可搬式林業機械研修につきましては8月16日から8月20日の期間におこないまして、こちらは高知農業高校から13名の参加がございました。こちらの研修は、香美市の土佐山田にある森林研修センター研修館という県の施設で主におこなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。何かご質問。これは継続的にやっていたら。

特にございませんか。

事業そのものは引き続きやっていたらという事で。参考のために、関係ないですけども、この農業関係の高等学校から林業関係への就職というのは実際問題としてどれ位近年は新卒の高校生の中であるんですか。

(村上主事)

はい、22年度に県内で林業事業体に就いた高校生は9名おります。こちらで把握している分で9名おまして、その中で1名、21年度に車両系と可搬式の研修を受けた生徒が実際に就職をしております。

(根小田委員長)

森林組合とかそういう所ですか。

(村上主事)

民間の会社です。

(根小田委員長)

分かりました。どうもありがとうございました。引き続き、人権教育課お願いします。

No.7 「自然ふれあい体験事業」 人権教育課

(出口主任)

はい、よろしくお願いたします。

(心の教育センター 山崎)

「高知県心の教育センター」から参りました山崎と申します。よろしくお願いたします。

す。自然ふれあい体験事業について説明をさせていただきます。

自然ふれあい体験事業の目的は、不登校などの悩みを抱える子ども達に対し、森や海、川などでの自然体験や生活体験に取り組む機会を提供します。自然に恵まれた環境で、同じ悩みを持つ仲間や仲間同士のふれあいを通して、友達の大切さや自分の良さを知り、自律性や社会性を育む機会とします。

実施時期、予定をしている時期は平成 23 年 10 月の中旬（資料は上旬）、1泊2日です。場所は香北青少年センター、森林研修センター情報交流館などを使う予定です。

対象は、不登校などで家庭に引きこもり気味の児童生徒、及びその保護者 40 名です。心の教育センターに通所している子どもさん、それから心の教育センターから家庭訪問をして支援している子どもさん、そして県下にある教育支援センターで支援を受けている子どもさん、教育支援センターがない市町村で、不登校の子どもさんで学校にも行けない引きこもりがちの子どもさんを対象としております。

活動内容は、1日目は木を使ったものづくり、飯盒炊飯、レクリエーションを計画しております。2日目はグリーンアドベンチャーコースの散策や、ネイチャーゲームをして過ごします。

高知県心の教育センターは教職員研修、教育相談体制の充実、関係機関との連携強化などを業務としております。教育相談体制の中に、来所相談、電話相談、メール相談、出張教育相談などを行っております。

週2回の「ふれんどる一む・CoCo」は、学生ボランティアの協力の元で、様々な体験活動をしています。普段家族以外とふれあうことのない不登校の子どもが、相談員さんや学生ボランティアと調理や音楽活動を行っております。

対人関係も苦手な子どもさんたちが、初めはぎこちない様子だったのが、そういう活動を通して過ごしているうちに、学生ボランティアさんや他の子どもさんなどと接することができるようになりだんだんと自信がついてきます。

心の教育センターは、県下 19 市町村の 22 教育支援センターの連携を図るために、年3回の連絡協議会を行っていますが、各支援センターが支援する不登校の子ども達が顔を合わせ、泊を伴う活動は、「CoCo」の活動からも体験の不足している子ども達には大きなチャレンジや得るべき体験になると思われます。ひいては再登校や受験、就労への足掛かりになることが期待できます。

以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。ご質問ございませんか。

こういう自然のふれあい体験事業、それ以外のこういう不登校だとか、そういうお子さん達に対する他の取り組みはどんな事を。

(心の教育センター 山崎)

他の活動でしょうか。先ほども言いましたように、心の教育センターの中ではちょっとした調理とか、そういうような事や音楽を聴いたりとか、マンツーマンの活動が基本的に多いんですね。だから子どもたちが集まってということが中々出来なくて、週2回の「CoCo」という活動で主にそういう事を行っています。所を離れての活動というのが普段出来ないのが現状です。

(根小田委員長)

どうぞ。

(津野委員)

今まで宿泊を伴うものはされていないんですね。

(心の教育センター 山崎)

はい。森林の中での宿泊体験は今までした事がなくて、今までは実費で例えば日帰りで、室戸の少年自然の家に行って海でちょっと遊んでみようとかいうようなことをして来ましたけれども。ちょっと費用が都合がつかないということで参加を諦めたりという方もいらっしゃったんですね。泊を伴ってという活動が計画しにくいという事です。事業というような形では今までは出来なかった。

(津野委員)

そうですね。不登校のお子さまを持つ保護者の方にとっては、本当に心の拠り所となっている心の教育センターさんだと思います。いわゆる特別支援学校・学級の子どもさんとか、そういう不登校の子どもさんに、こういう機会を与えてあげるの凄くいい事だとは思いますが、これをずっと継続してということでしょうか、よければ。

(心の教育センター 山崎)

可能であれば。本当にこういう不登校の子どもさんにとっては、前に本当に前進できない、今ちょっと後ろにバックしているような状態がずっと続いています。こういう体験をすることによってちょっと踏み出すことができる。

色々な文献や、それから教育支援センターの活動が、やはり体験重視の活動をしている訳ですので、こういう活動が不登校の子ども達にとってはとてもプラスになるという事は理解していますけれども、出来れば継続して行っていきたいと考えています。

(根小田委員長)

どうぞ。

(窪田委員)

言われている事は全くそのとおりで、否定する気は全くないんですけども。
事務局に聞きたいのですが、この部分は何へ、環境税の何の分野で該当するものか。

(林業環境政策課 久保課長補佐)

はい、位置付けとしては環境教育の方に位置付けています。

(出口主任)

どこにはめ込むのかとなると、環境教育が一番近いのかな。普及啓発とか自発活動とか。

(窪田委員)

内容的には否定するものでも何でもありませんけれども、環境税として該当するのかどうかというのをまず先に事務局に確認がしたいんですが。後の判断するのは僕らかも知れないけれども、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

(林業環境政策課 久保課長補佐)

実際に森林を活用して自然体験をするという部分については、環境教育にまさに合致するんじゃないでしょうか。

(窪田委員)

環境を使った人間の方の教育でしょう。環境を教育するのではないでしょう。

(林業環境政策課 久保課長補佐)

心の教育センターさんは、その目的としては。

(窪田委員)

環境を教育するの、子どもに。

(久保課長補佐)

環境に対する教育も、一環としてその不登校児に対する教育の中に入れてという理解でいいのではないのでしょうか。

(窪田委員)

という理解な訳ですか。

(久保課長補佐)

はい。

(山中委員)

構いませんか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(山中委員)

多分、自然とふれあうという事だろうと思いますね。私も不登校の子どもさんがいる高校に何年かいましたが、何かのきっかけで子ども達が変わる可能性というのはあります。こういうのをよく実感をしました。中学校の時に、3年間の内で1日位しか登校していない子どもさんが、あるきっかけで高等学校で、精勤位で卒業した子どもさんもおられますが、これはほんのちょっとしたきっかけという事ですよ。

子どもさんに大きなきっかけを与えてるという事でやる訳ですが、環境教育とか色々これは、私はむしろ自然とふれあうという、そこでその環境やら色々な所にご理解をしていくとかいうような事が十分出てくる可能性というのはあるんだろうと。

当初から若干無理がいくかもしれませんが、意義付けに。要するに自然とふれあうんですよという、そして自然を、周りをよく環境を分かってもらおうとかいう、そういう事で当然友達ともふれあいますし、そんなことだろうというように思いますが。

(窪田委員)

森林環境税における環境教育というのは、山の環境を整えていくために「高知の山の木を使いましょう、活用しましょう」という方向付けをしていく森林教育が、森林環境税を使うふれあいであり、教育であるという位置付けになっていると僕は思っているんですけども、否定するものでは全然ないんです、この内容を。ただ、財源として環境税になじむのかどうか。

(林業環境政策課 久保課長補佐)

その辺を委員の皆さんの方でご審議いただけたらと思っております。

(窪田委員)

これ認めたら果てしなくあるんじゃないですか、こんなのは。

(片岡委員)

なんかこう、じっくり来るものがないんでしょう。

(窪田委員)

うん、森林環境税としての環境教育とは、またちょっと違う環境教育のような気が僕はします。内容は本当に否定するものでも何でもないですが。ただ、環境税の財源として適当かどうかと言ったら、僕はちょっと疑問が残る。

(根小田委員長)

あれなんかどうですか。子どもと幼児教育なんかも、なんとか「ようちえん」がね。

(松本委員)

森のようちえん。

(窪田委員)

それとか、後にもよく出てくるんですけども、似たような案件が。

(根小田委員長)

そういうのも問題になると。

(窪田委員)

そう。だからちょっと、思ったのは思ったんですけど。

(根小田委員長)

若草幼稚園とかあったでしょ、以前にも。「ああいう案件もどうなの」っていう話になって来るんじゃない。子どもが主体で、子どもを育てるというか、そっちの方を主体でやる。その場として森を使いましょうみたいな感じ。

(松本委員)

森のようちえんは、もっと自然とか環境でという所があるんだけど、こっちはどう見ても子どもっていうところが。

(根小田委員長)

いや、だけどそれは一概に言えない。不登校の悩みを持っている子どもだってそういう事があり得るわけで、それは一概には言えない。

(川村委員)

個人的には、これでふれあった不登校のお子さんたちが、山へ関心を持つきっかけづくりという捉え方をすればいいんじゃないかなと思うんですよね。

(松本委員)

ちょっと次の自然学校との関係がどうなのかなというふうに。だからこっちの事業に心の教育センターが参加していくとか、そういうなんか形の。

(窪田委員)

それなら8番も一緒にやって、後で一緒に判断したらいいか。

(根小田委員長)

生涯学習課の方が先に。ちょっと待っててください。

No.8 「高知自然学校推進事業」 生涯学習課

(生涯学習課 前島主任社会教育主事)

生涯学習課の前島と瀬沼です。よろしく申し上げます。

ちょうど話題になりましたので、うまく引き継ぎながらご説明をさせていただきます。

森のようちえんに関する「幼少期における感動体験モデル事業」は、今まで3年間、皆様のご支援のもとで何とか好評で進めることが出来ております。どうもありがとうございます。

生涯学習課からは、新規事業として「自然体験・環境学習推進事業」、これは名前が皆さんのお手元の資料とはちょっと違ってますけども、ここの一番上の事業名が自然体験・環境学習推進事業に変わっておりますので、ご訂正をお願いいたします。

これについてご説明をさせていただきます。

これは昨年11月に開催しました「全国生涯学習フォーラム高知大会」の「環境フォーラム」におきまして、高知の豊かな自然を保全活用する事を目指した「高知自然学校構想」のご提言をいただきました。

これを受けて具現化するため、県教委では自然体験・環境学習推進事業を計画しております。この表のように、自然体験・環境学習推進事業は5つの事業から構成されています。まず、「重点分野雇用創出高知自然学校連絡協議会運営事業」、それから「指導者養成講座推進事業」、更に「自然体験・環境学習プログラム作成事業」、「若者ECO応援隊育成事業」、「幼少期における感動体験事業」、これはモデル事業は3年間で終わりましたので、より拡充するために取り組む事業を5番目に挙げています。

森林環境保全基金等、国の重点分野雇用創出事業を財源として考えております。

この事業の核となる高知自然学校とは、いわゆる箱ものではなく NPO や団体、関係機関等が緩やかな連携の中でネットワークを構築した集合体としております。

幼少期の子どもから大人までのあらゆる世代が、いつでもどこでも森を中心とした高知の豊かな自然に触れ、体感し、自然の恩恵を享受できるよう、魅力ある自然体験活動・環境学習を推進していこうとしているものです。

事業全体の主な取り組みは、森川海の繋がりを学ぶ小中学校の自然体験活動とか環境学習の推進、それを行うためのプログラムの開発、指導者の育成、また高校生や大学生の自主的な環境保全活動の促進、森遊びを中心とした幼少期の子どもと親の体験活動の推進としております。

これらの事業を通して得られる成果、期待される成果は、子ども達の自然を感じる豊かな感性、森を大切に自然と共生出来る態度の育成。森川海の繋がりを学ぶ自然体験活動及び環境学習の環境整備。指導者の育成と NPO などの団体の活性化としております。

続きまして次の資料をご覧ください。次のページです。

次に、「自然体験・環境学習推進事業」の概要図をご覧ください。青く塗られた部分が先ほどの5つの事業になります。

高知自然学校では県内の団体や企業、関係機関等で構成されるネットワークの中に、その代表者からなる高知自然学校連絡協議会を置きます。

この事業では協議会の運営のほか、自然体験や環境学習の推進に係る業務を県が直接行うこととしております。

また、指導者養成講座推進事業、自然体験環境学習プログラム作成事業、幼少期における感動体験事業、この3つの事業は自然学校の自然体験活動団体や環境保全活動団体等に業務を委託する予定です。

それから、若者 E C O 応援隊育成事業、これは県内の高校生や大学生が地域の環境問題解決に向けて自ら参画出来るよう県が直接支援をしていきます。

それでは5つの事業の内容と期待される成果について、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。

まず、「高知自然学校連絡協議会運営事業」は、主にこの自然学校連絡協議会を運営する事業で、森林率 84% を誇る本県の豊かな自然を最大限に活かした自然体験活動、それから環境学習の推進を図ります。

そのために、次代を担う環境人材の育成や効果的な教材プログラムの開発。それから各団体の持つ知識や技能、人材のデータベース化と共有化、これを図ることによって小中学校などでも有効に活用出来るように進めて参ります。

これにより環境関連団体等、それから学校や教育機関の連携を促進しまして、子ども達にネットワークを活かした多様な自然体験活動、環境学習を提供することが出来ると考えております。

2つ目の「指導者養成講座推進事業」についてご説明します。

本県では、自然体験活動や環境学習をより推進するためのプロデューサーとかコーディネーターが不足していると言われております。事業を企画・運営・調整するプロデューサー、それから専門分野の指導者や団体等をつなぐコーディネーター、これらの人を県内で養成するプログラムを作り、その作成したプログラムを活用して養成講座を行う事としております。

3つ目は「自然体験環境学習プログラム作成事業」です。

この事業は、森川海の繋がりを意識した広域での自然体験活動や環境学習のほか、地域全体を教材化したプログラム開発を目指しており、特に小中学校や社会教育施設で活用することを考慮した具体的な指導資料を、教員で組織する教科の研究団体や関係関連団体が共同して作成する予定です。

4つ目は「若者E C O応援隊育成事業」です。

これは全国生涯学習フォーラム高知大会に向けて、若者を育成する事業として試行的に今年度取り組んだものです。

若者E C O応援隊は、県内の高校生や大学生から10チームを公募しまして、森林の環境問題を始めとする地域の環境問題の解決に向けて、地域の人と協働して取り組む若者の自主的な活動です。

研修や合宿を行い、若者の問題意識や行動力を高めるとともに、各チームが学校だけでなく、地域を巻き込みながら活動を進められるよう支援をして来ました。

今年度は大学から3チーム、高校から7チームが参加し、それぞれが地域の活動テーマを挙げ、例えば筆山の皿ヶ峰の里山保全、森林環境への人為的影響を受けた河川・生態系の回復、あるいは間伐材を使った商品開発、あるいは鎮守の森などの地域の自然環境保全に向けて、地域の人と協働して取り組んでおります。

この取り組みでは若者が地域に出て活躍することで、地域の大人達が若者からエネルギーをもらいます。逆に若者は、若者の活躍によって地域の大人がそれを評価することによって、若者が更に頑張っていくと。そういう相乗効果を生み出す訳です。

来年度以降も、若者が環境問題の解決に向けて社会に参画して、地域の人と協働して取り組むこの若者E C O応援隊を進めていきたいと考えております。

最後に「幼少期における感動体験事業」です。

親子の「森遊び」を中心とした体験活動の環境整備を行うとともに、「森のようちえんネットワークの事業委託」を考えています。

3年間のモデル事業で、幼少期の子どもの森遊びを中心とした親子が体験できる活動の場を推進してきまして、実施団体に事業費を補助によってその環境整備に取り組んでまいりました。

おかげさまで20を超える団体とか関係機関のご協力をいただき、情報交換とか人材交流が徐々に広がって来ております。

しかし、県民への情報提供はまだまだ不十分で、ある団体の活動に参加した保護者も、

このような取り組みの情報が非常に少ないということを指摘しておりました。

実はこの2月にも、今やっている2つのモデル事業の取り組みがありますが、林業環境政策課から広報もいただき、非常に申し込みが殺到していると。ところが、定員オーバーになって既に満杯状態になったという事で、ニーズの高さも伺い知れます。

そこで、高知自然学校のネットワークの中に森のようちえんネットワークを位置付けまして、幼少期の自然体験の環境整備を積極的に進めていきます。

そのために適切な団体等にこの事業を委託しまして、ネットワークの拡充、それから情報交換や人材交流の活性化を図るとともに、県民へのホームページ等による情報提供を日常的に行っていきたいと考えております。

特にホームページでの情報提供は、体験活動の年間スケジュールあるいは月間スケジュール、こういったものを作成しまして、県内各地で行われる様々な体験活動を、県民の皆さんに日常的に紹介していきたいと考えております。

この事業によって、今まで不足しがちであった県民への情報提供、これが進むと考えております。

以上のように自然体験環境学習推進事業では、幼少期の子どもから小中学校の児童生徒、それから高校生とか大学生、大人まであらゆる世代が高知自然学校を活用出来るよう、それから高知の豊かな自然と共生し、次世代に繋いでいけるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。何か、どうぞ。

(川村委員)

ちょっと口で上手く言えませんが、さっきの事業と絡めて。

初めのは課が違いますけど、人権教育課ですかね、これはあまりにも子どもを分けすぎている感じがします。

だからこの事業の中へ、そのうちのまとめれる役の人を何人か育てていただいて、その個人個人の色々な取り組みの中からいただいて、一緒に参加して山の事を知ってもらう。山を知ることによって一層世の中が開けてくるように一緒になって取り組まないと、別個にしたら、益々私は悪くなるように思うんです。

この子どもは不登校やから、私も不登校だったから、この子どもは不登校だからこの子らだけでなければならぬと大人が決めこんでいること自体、益々閉じ込めていくような気がするの私だけでしょうか。

(前島主任社会教育主事)

今年、「全国生涯学習フォーラム高知大会」があつて、この高知自然学校も提言を受けま

した。

その中でやはり、高知県の本当に豊かな自然を次世代に繋いでいくために、色々な所で教育活動を推進していこうということが一番の狙いです。

とりあえず来年については、まずスタートの時期だと考えておりますので、今、人権教育課が言われた取り組みについて、一緒にやろうというところで調整が抜かっているというか、私共も出来てなかったもので、ただ発展的に考えていくと、先ほども言いましたように、幼少期から大人までのあらゆる世代が高知の豊かな自然を体験して、それを次代に繋いでいくように取り組むべきだと考えていますので、発展的にはそういうことです。

(川村委員)

ごめんなさい、途中で。その自然を活用して、山や森のことをもっと子ども達に、次世代へ綺麗なまま残していけるとか、継続していくような世の中を残していくための教育やったら、やはり色々な子どもを取り入れて一緒にしないと、なんか意味がないようにも思います。

(窪田委員)

森林環境税は、基本的に森林学習教育をメインとした学習教育であって、人間教育とかそっちの分野まで入っていくほど重たい分野じゃないように思っていたんですけども。段々ともう凄く重たい世界の教育にも、環境税が今入ろうとしている訳ですけども。林業や森林を理解してもらおうという程度の森林学習教育という範囲で、私も個人的には森林学習教育も今全国でやっておりますもので、凄く分かるんですけども。それらは簡単に言うたら、山のファンを作ろう、木のファン作ろうというだけの話の組み立てでやっている会なんですけれども、山の連中が集まってやっている。

今の話と前段の話を聞くと、凄く深い話になって来て、簡単に山を知ってもらおうとか、木を理解してもらおうとか、木に触ってもらおうといった話とはちょっと違う所の教育学習の世界に入っていると思うんですよ。そこまで森林環境税でやりますか。

(久保課長補佐)

事務局としては、森林環境教育の範疇というくくりで考えております。

(窪田委員)

森林環境教育は森林の環境を勉強する教育であると僕は理解しているんですけども。それを使って人間をどんどん深めていって根本の所まで入っていく。それは本体の世界、県庁の中の事じゃないかと思うんですけども、林の部分でも本体の部分は触らないで、はじけられた部分を環境税で拾って山を教育していこうということではあるんですけども、この話は本当に核心の部分に入ってますよね。

(出口主任)

ただ、山の学習支援事業って、ずっと1期目から継続させていただいている、例えば総合的な学習の時間についていう支援ですよ。

(窪田委員)

その程度と僕は、森林教育というふうに理解していたんだけど。

(出口主任)

ただそれと、今現行のそれと今回説明してくださっている内容っていうのは、極端にかけ離れてはいないような気がするんです。窪田委員からすればやはり根本が違うという事ですかね。離れていますでしょうか。

(窪田委員)

単に子どもを山に連れて行って、木を触らせて木を知ってもらうとか、山はこんなもんだとかいうことを勉強する世界と、逆に言うたら、それを使って人間を育てようという方の話じゃないですか。

(瀬沼主任社会教育主事)

よろしいですか。

(出口主任)

どうぞ、どうぞ。

(瀬沼主任社会教育主事)

お話をさせてもらって構いませんか。

今回体系化した形でプログラム、学習の方法とかをまとめてプログラムを作りましょうとか、指導者を養成しましょうという事を核にしながら、人材を育成しましょうというふうに大きくくくっていますので、重たく聞こえる所もありますけれども。

学校教育の中で、総合的な学習とか理科の教科の中での学習とか、色々な学習があるんですが、その方向性というのは、今言っているようなこちらでご提示させていただいたことと大きくかけ離れたものではないと考えています。

今回こういう形で提案させていただいたのは、まず一つは総合的な学習の時間ですけども、来年度から時間が減ります。現場では減った時間でどれだけ今までやってきた事をやれるのだろうかとか、学校で山とか環境とかだけではない学習でも総合的な学習を使わないといけませんので。

その辺でこれから取捨選択を大きくしていくことが必要になって来るんですが、その時に教育委員会として、より有効に活動できる情報を提供したいというのが、まずこの事業の中の一つのプログラム活動とかの核にはなっていくしますので、重たくテーマを捉えさせていただいています。

それは去年フォーラムの中で、「そういう事を目指して高知県として進んでいってください」と。「高知県としてそれを売りにしたらどうでしょう」という提言をいただいていますので、教育委員会としてはそれをやはり外す訳にはいかないもので、頭にそういう形で乗せさせていただいております。

教育委員会としては、大風呂敷で大きい所をどんどんやるっていうのは、教育委員会だけでは出来るものではございませんので、まず教育委員会としては出来る所からやっていきたいということで、プログラム開発指導者の層を厚くするプログラムというように、具体的に出来ることを中心に挙げさせていただいて、森林環境税を活用させていただいたらというふうに考えているところです。

(松本委員)

2つあります。1つはプログラム作りについては一昨年、その前の年に2年間でやりたいという、2年間限定という話で、お受けをして立派なものが出来たと思うんですが、そういう経過の中で1つは歴史的に動いて来ているという事がある点が、まず1点です。

それからもう1つは、「生涯フォーラムの提言を受けてやりなさい」となった事について、なぜ一般財源ではなくて環境税を充てる必要があるのかと。

フォーラムと環境税の関係については我々に一切説明もないので、だからその辺、フォーラムで提言を受けたから、環境税を使わなければならないという関係が少し理解できないんです。

(前島主任社会教育主事)

まず幼少期の感動体験のプログラムの冊子ですが、これがセカンドブックで昨年度作ったものです。

その前の年にも冊子を作らせていただきましたけれども、結局、高知県森林率84%、日本一であると。森が非常に多い。それから繋がっている川海、この一体となった自然というのをやはりもっと子ども達に接してもらって感じてもらいたい。しかも大切にしてもらいたい。

だから木に触る、森の中に入る、そういう遊びも当然もっと進めていきたいという思いがあって、このプログラムを作りました。

先ほども言いましたように、情報提供することによって、県民の皆さんが沢山参加するようなきっかけにはなる。それが1つ。

(松本委員)

そこは否定しないですが、2年間という話だったので、来年度からは一般財源でそこは出来ないのかと。だから、環境税を充てる必要があるという理由があるように見えず。

確かに1年目は試験的なものだし、試行的なものだから「是非やらせてほしい」と。1年やって一定の成果が見えたのでもう1年やらせてほしいという説明で、「じゃあやろう」ということになった訳であって。

これって、もうノウハウも出来て一定プログラムも出来たから、そこは後はもう一般財源でやったら。そういう話でずっと来ているのに、ずっとどこで終われるかというのは、担当者が代わって「毎年、環境税でやっているから」というふうなことじゃなかったと。

一番最初に委員会で聞いた説明では、ノウハウもない中で色々やってみたいと。そういう中で確かにフィールドとして「森のようちえん」を広げていこうとかっていうふうに広がってきた経過もあるけど、そのノウハウが出来るまで試行的にやってみたいという提案を受けて、「じゃあ、子ども達のために」という話だったので、どこかではやっぱり一般財源化、一般財源の中でやっぱり教育委員会として、そういう熱意があるんだったら予算を組んだらどうですか。

(根小田委員長)

それはよく分かります。あなたの言っていることはよく分かるけれど、例えば森林というものの経済的な価値、環境的な価値、そういったものを高めるために、県民の理解を深めよう、国民の理解を得よう、消費者の目から見ると。そのためには環境税を使っていいんだっていう位置付けだったよね。

それをやる時に、教育関係や学校関係に協力を求められるようになれば、逆に教育サイドからしたら、人間を教育というのに出てくるのはお金なんですよ。その位置付けに。そうすると教育委員会は取り組めないです。教育活動としては取り組めない。

(窪田委員)

環境税として、そこまでみるのかどうかということは、それはこの委員の中で。

(根小田委員長)

そこははっきりさせる必要がある。

(窪田委員)

どこまでが環境税として活用していい部分なのかということ。

今は基金の残があるからこういう話があるだけで、1億7千万円の税収の範囲であったら出て来ていないし、恐らくはじかれている内容もあると思う。

基金残があるからよいという考え方もおかしいし、良いものは良い、駄目なものは駄目できちんと整理しないとイケない。元々7:3とか6:4で、水源かん養のために使うという税金として発足して、7:3とか6:4で山に使いながら、山で活用していることをPRするための3割~4割の、県民に知ってもらおうというための3割~4割という部分のお金という所から始まって、今回のシカの案件とかも、色々と言われて、こちらへ持ってくるのも分かります。しかし、どこまで環境税でやっていいか。言ってる事は全然否定するものでもないんだけど、環境税としてじゃあどこまで。来年恐らく、今年基金が全部予算で使われたらなくなる訳ですよ。財源としてね。来年これは出来なくなる訳ですよ。

今3億円あるから、こういう繰越分が、一部国の緩和の関係、補助金のおかげで残った繰越の金額が大きいから認めるけれども、来年これを使うともう次はないので。もうちょっと環境税を単純に考えないと。なくなってしまうような構図の中にあるのに、いいのかなど。

(根小田委員長)

中々難しい点ですね。

(窪田委員)

難しいですね。

言われることはとても正しい事だし、すべきことだと思うけれども、そこへ環境税としてどこまで入れていってよいのかというのが僕には分からない。

(根小田委員長)

例えば環境教育っていう面で言って、教育委員会だとかそういう所に働きかけやることになれば、必ずそうなりますよ。

(山中委員)

はい。今、委員長も言われたように、教育改革をして学校あるいは学年を挙げてやっているのは、これは教育課程というように言います。プランという場合は教育課程とは言いません。

教育課程として学校あるいは学年単位で活動をするというのは自ずから教育的な意味合いというのが当然ある訳でね。なければやらないです、そんなことはね。

だから意味合いはあるけれども、その意味合いとともにこの活動の中で色々、「森の自然にふれれば自然にふれる良さというものを学びますよ」というのを、教育関係者、企画する者は当然期待をするわけで、これは環境税と別に、非常に損をするというような範囲のものではないのではないかと。当然、教育的な目的というのはそこに入っていなければむしろいけないと。

ただ、森林環境税の当初の目的から大きく離れるということになれば、これは十分吟味しなければいけないですが、その辺は協議しましょうということですから、それでいいと思います。その辺の線引きというのは、実際かなり難しいとは思いますが。しかし、限られた状況の中で我々が知恵を絞って考えていくと。企画する側はそれなりに企画をしてもらうということになると思います。

元に戻って、生涯学習課さん。これは私がかつていた所ですから色々余り言えないですが、まさに見て今までもやられた経験もあるし、今回も一般財源を半分位考えておられるのではないですかね。

(前島主任社会教育主事)

いや、半分はないですけど、近い数字は。

(山中委員)

近いでしょう。直感的にはかなり事業の内容が多いと思いますね。これはこのままやり切っていくと、これは何か特色が出るようなものが、かなり期待されるかなということ。

私はむしろ、焦点化をして取り組むのが大事じゃないかなというように思う。

先ほどの説明など、これは非常に事業としてはバランスが取れていると思いますけれども、実際にやってみてどうなのかと。中々実を上げられるような取り組みが、若干心配な面もなきにしもあらずという感じを受けました。私の感じではね。だからむしろ、何かもうちょっと焦点化をしていくという、そういう所が大事じゃないかなというように思いました。

(川村委員)

すみません。焦点化というのは私も賛成します。もっと中身の濃いものにすると。それとその子ども、人間教育と森林教育のことですけれど、やっぱり人間が森林を守っていく時代になっていますので、やっぱり人間の教育という所と森林の教育というのは切り離せないように思います。森林が大事という教育をしないと、次の世代、次の世代とどんどん荒廃がそのまま進んでいく。

それから、仕事をしている人はもちろん、一生懸命それを守ろうとするでしょうけど、傍から見ている者にとって「あんなことにお金かけるより、こっちへお金かけたらいい」とかというふうな考え方を、なるだけ森林の方に目を向けさせるためにも、やっぱり人間が森林を守る、そういう教育というのは大事とは思ってます。

(窪田委員)

私もそう思います。だけど環境税でやった方がいいかは分からない所があるし。

(川村委員)

だから、森を守るための教育。

(根小田委員長)

確かに今までも個別に事案が出てきた時には、個別にケースバイケースで判断して来た訳だけれども、それでいくと量が増えれば増えていかざるを得ないという面があるのでね。

窪田さんがおっしゃるように、もしどこかで歯止めをかけるとすれば、僕は教育サイドからの公的な行政、教育行政の取り組みの部分はもう一般でやってもらうんだと。

いわゆるボランティア的な社会教育だとか、ボランティア活動とかそういうところに限るというような、そういう線引きをしないともう無理です。やるのだったら。

そこら辺をちょっとはっきりさせる時期であれば、それは方針としてはっきりさして対応する必要があるし、今年は何別ケースでやっていただいて、次回以降についてはそこら辺の線引きをはっきりさせることが必要かもしれませんね。

(片岡委員)

そうですね。教育って継続性が必要だと思うんですね。

単発事業で成果を上げていくっていうのは難しくて、かといってやっぱり森林環境税がずっと、今話が出ているように来年もそうだし、次の5年もやるかどうかは今の時点で決まっていない訳で、いつもあてにされると中々事業が。

特に、教育関係は続けていってもらいたいので、単発で終わってしまうことにお金を入れるのかどうかということが凄く気になるんですよ。

もらったから、やはり、お金があるから出せなくはないんですけども、その後をどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのが気になるところです。

折角こうやってECO応援隊とかを立ち上げたりした後に、「もう事業が終わったので後は好きにやってください」で消滅してしまうのであれば、事業自体余り意味を持たなくなってしまう訳なので。

(前島主任社会教育主事)

最後に構いませんか。

(根小田委員長)

はい。どうぞ

(前島主任社会教育主事)

お時間を取って申し訳ないです。

幼少期の感動体験については、やっぱりどんどん発展してるし、もう少し流れを作りたい

い。それから終わりたいというのがあります。

様々な団体が、例えば、今年土佐市の波介の方で「冒険遊び場づくり作戦会議」という個別名称で言ってもよいかどうか分からないですけれども、その人達が一生懸命山を手入れしてるんです。

それに子どもが参加して、幼少期の子どもから小学校の4年生、5年生、5年生ではノミを使う、4年生はのこぎりを使って切る。もっと下の小学校低学年から保育園児、幼稚園児は、その手伝いをしている。異年齢で一緒に森を整備しながら自分達の遊び場を作っているんですね。

そういった流れをもうちょっと高知県全体に広げる事を、もう少し森林環境税を使わせていただいて、広げていったら軌道に乗るのかなというようなことがまず一つです。

それから、若者ECO応援隊についても、先程も言いましたけども、若い世代が森林も含めて高知の自然を守ろうという所の動きが中々ない訳です。若者が社会に参画するという場が非常に少ない、日本ですから。でも、若い人が入ることによって、その地域の人達に色々とエネルギーを与えるんです。お金がなくても継続しているケースが実はあるんです。

自分は高校の籍ですけども、ある高校でやった取り組みはお金をかけずに今もそれが続いています。こういった地域と協働した取り組みが。

だから、そういうのをもう少し伝播させるために、少し森林環境税を使わせていただいて、一定の流れが出来たらと考えておりますので。

私達の思いと、環境税の本来の趣旨の部分とギャップがあるのかもしれませんが、是非前向きにご検討いただき、採択をしていただければ幸いです。

(根小田委員長)

はい。どうぞ。

(片岡委員)

もう一つだけいいですか。プログラムなんですけれど、松本委員からも出たんですけど、こういうの一杯あるんですよ。実は森林関係でも個別にこういうのを作ってるし、多分私は知らないですけど、漁業関係で川とか海とかの体験プログラムとかも多分作られているんじゃないかなと思うんですよ。この高知県庁の中だけでも。他のも入れたら凄いな数になると思います。

是非それを取りまとめて、それも活用した形で作っていかないと、次またプログラムを冊子を作って冊子を作ってときりがないので、出来ればプログラム自体を作るというより、今あるプログラムをどのように現場で活用していくのかという所に、重心をおいていただきたいと思います。

(前島主任社会教育主事)

はい、ありがとうございました。

(根小田委員長)

難しいですけども、どうしますか。予算について。

(窪田委員)

先、全部やってもらってから後で。

(根小田委員長)

後に回しますか。

ちょっと後の方でまた審議しますので、今即答出来ませんが。すみません。

(前島主任社会教育主事)

どうぞよろしくお願いします。

(根小田委員長)

ちょっと2つとも、申し訳ないけども。

(出口主任)

一度退席していただいてですね。審議結果は今日中に報告するようにいたしますので、退席願いますでしょうか。

(根小田委員長)

7、8のプログラムについて。

(出口主任)

お待たせした上ですみませんでした。

(根小田委員長)

はい、それでは時間もありますので、高等学校課の方、よろしくお願いします。

No.9 「森林環境保全事業」 高等学校課

(高等学校課 横畑課長補佐)

高等学校課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、高等学校課から提出しております事業について説明させていただきます。

資料の方は、資料1の17ページの方が高等学校課になっております。ご覧ください。

この事業につきましては、次代を担う高校生を対象としまして森林あるいは環境に対する理解を深めて、森林保全についての意識を高めることを目的としております。

この事業を通じまして、森林を有する中山間地域の生徒に対しましては、森林や河川の保全を具体的に、積極的に取り組むことが出来る人材の育成。また市街部の高校の生徒につきましては、森林保全を支援する、自らも関わる事が出来る人材を育成するということを考えております。

また森林に関わる専門高校の生徒、これは農業高校とかになりますけれども、農業高校の生徒につきましては、将来の林業の担い手になる人材をそれぞれ育成することを目的としております。

事業の基本的な考え方といたしましては、主に体験活動を通じて保全と支援、そして担い手育成という2つの柱を考えております。

1つ目の保全・支援につきましては、資料の内容の項目がございます、「高校生森林環境理解事業」の中から1～3の事業に取り組んでまいります。

1番の「四万十川源流域調査」につきましては、これは四万十高校が取り組んでおります。

申しわけございません。前に出ておりますけれども、四万十高校は沢山の環境関係の事業に取り組んでおりまして、この事業と関係のないのが紛れ込んでしましまして。本当に山間地域から海まで、色々な取り組みを四万十高校では行っております。

四万十高校では、県内で唯一設置をされております環境コースの生徒を中心としまして、四万十川流域、あるいは源流域の植生とか水生生物の調査、あるいは森林の保水力の調査とか絶滅危惧種のクマガイソウの播種などを行いまして、森林環境の総合的な調査でありますとか保全活動を進めていくものです。

併せまして、四万十川源流域の小中学校での、この前に出ております小中学校での出前授業とかも行いまして、小中学生にも森林環境の保全についての意識を深めてもらっております。これは、小中学生に対してそういう意識を高めるということと、更に高校生が小中学生に対して教える事によって、更にそういう教えることというのは、非常に自分達が理解をしていないと十分な説明も出来ませんので、更に高校生自体がそういう事に理解を更に深めていくというような事にも繋がっております。

次に2つ目の(2)の「鏡川流域調査」につきましては、高知北高校の生徒がやっております。

美化活動でありますとか、水生生物の調査或いは生態系の学習、それから竹林の間伐体験とか、間伐材を利用しました間伐した竹を利用しました作品を作ったりとか。そうした活動を通じまして、森と川を結ぶ生態系の成り立ちについて学びまして、人と自然の共生について考えるものです。

次の例ですけれども、これは北高校でフィールドワークとして浦戸湾の自然調査とかを行っている時の絵でございます。

(1)と(2)の両事業共に、22年度以前から引き続いてやらせていただいております。調査データの蓄積とか、或いは新たな課題とかを生徒が見出して取り組んでいる所でございます。

続きまして(3)の「間伐材利用事業」でございます。

これは幡多農業高校のグリーン環境科、これは森林関係の科でございます。グリーン環境科の生徒が、学校演習林などから出た間伐材を利用して、木材加工製品の制作を行い地域に配布をするなど、あるいは間伐材の有効利用の森林環境保全意識の高揚を図ることや、小学生を対象としました親子木工教室などを開催しまして、木のぬくもりに触れる機会を作ることによりまして、将来の木材需要の向上に繋げる事に努めるものであります。

絵の方は、ちょうど子どもが加工をしている所でございます。指導をしているのは同じく幡多農業高校の生徒が指導をしております。

これは生徒が作った物を地域の子ども達、施設とか小学校とかに贈呈をしている所の様子でございます。積み木セットを作りまして配布をしております。

次に2つ目の大きな柱であります、担い手育成の中の「高校生後継者育成事業」といたしまして、林業関係学科の高校生の林業関係資格取得の推進を図っております。

これは森林・林業に関する専門学科を設置しております、高知農業高校の森林総合科と、幡多農業高校の先程も出ましたグリーン環境科の生徒を対象にいたしまして、高知県森林研修センターと連携・協力いたしまして、林業の現場で必要とされます可搬式林業機械取扱技能などの資格取得を支援するものです。

また併せまして、林業に係わる現場見学を通じまして、林業の仕事の理解を深めて次代の林業の担い手となるような専門家を育成しようとするものでございます。

前の絵は、森林研修センターでの研修の様子でありますとかを出しております。以上、高等学校課の方からの説明をさせていただきました。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。如何ですか、何か。

(川村委員)

すみません。

(根小田委員長)

どうぞ。

(川村委員)

さっきの事業、どこだったか、ちょっと手前の事業にも可搬式林業機械とか車両系とかありましたけど、同じのですか。

(出口主任)

実質は同じですけど、費用が分かれています。

(鶴岡課長)

旅費とか、旅費の部分はこちらの方にあつて、実際の部分は森づくりの方にあります。それであれがセットで。そういう理解をしてもらえたら。

(川村委員)

毎年そうでしたかね。

(出口主任)

そうです。

(根小田委員長)

行政はそうなっているんです。

(松本委員)

分解出来ない。

(出口主任)

いや、その辺の事業整理というか、その辺は検討していきます。話がややこしくならな
いように。

(根小田委員長)

これも継続事業ですね。より直接的な関係は強いよね。特に、いいですか。

(委員一同)

異議なし。

(根小田委員長)

それでは、これは。

(横畑課長補佐)

ありがとうございました。

(根小田委員長)

続いて林業環境政策課の方、発表に。

No.10「森づくりへの理解と参加を促す広報事業」 林業環境政策課

(久保課長補佐)

林業環境政策課の事務局から、森林環境税に関わる「広報事業費」についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料の19ページをお開きいただきたいです。事業名「森づくりへの理解と参加を促す広報事業」という事業名になっております。

これが従来から行っております、森林環境税に関する広報事業でございます。内容につきましては、事業の概要欄の(1)パンフレット作成委託料、(2)森林環境税情報誌作成等事業費、(3)森林環境税シンポジウム等実施事業費、(4)森林環境税企業アンケート実施委託料という4本立てになっております。

まず(1)の「パンフレット作成委託料」でございますが、こちらの方を「拡充」と横に書いておりますけれども、従来こちらの方でございますように、この手のパンフレットです。

(出口主任)

A3です。A4の3枚つづりです。

(久保課長補佐)

綴りの裏表になっていまして、森林環境税の用途のグラフですとか、主だった事業の広報を兼ねた形で作成をしております。ただ、これは金額が高くて、千部しか発行していなかったという状況が今年度までございます。より多くの県民の方々に手に取っていただいて、また森林環境税を使って事業を行っている山の日の推進事業ですとか、そういった事業でも配布していただいて、森林環境税への理解を広めていただこうという事で、発行部数を千部から「2万部」、「2万部」と書いていますけれども、色々事業等で配っていただく場合には、A4両面の簡易版という形で、県民の方がもう少し深く理解したいという場合にはこの手のパンフレットをA3の両面に凝縮して、2万部発行していこうということになります。

これは金額的には今年度に比べますと、10数万円のアップで済みそうだという状況でございます。

それと（２）の「森林環境税情報誌作成等事業費」でございますが、こちらの方『mamori（まもり）』という情報誌を発行しております、こちらの方にも編集に係わっていただいている委員さんもいらっしゃいますが、その「mamori」を4.5万部発行しております。年2回、4.5万部ずつ。その「mamori」の情報誌を10.5万部ずつ、計21万部、2回発行すると。来年度は6月と10月。従来は10月と2月というような形で発行をしておりましたけれども、そういったやり方に改めたいと。

主な増額要因が、400万円弱でしたけれども、670万円ほどに増額させていただいております。これ発行部数の増が主な理由でございます。

では、何故発行部数を増額するのかと申しますと、従来は量販店ですとか金融機関、美容院とか喫茶店とかそういった所に「mamori」を配布しております、ターゲット層を20代～40代くらいの女性の方に絞り込んで、「mamori」を読んでいただいて、山への理解と関心を深めてもらい、山へご家族とともに行ってもらうという事で配布しておりましたけれども、来年度につきましては県内の小中学校、全生徒約6万人にも配布するというような形で、4.5万部と6万部の合わせて10.5万部を発行したいと。

家へ子どもさんに持ち帰っていただいて、子どもさんを通じてご家族の方にもより山への関心を持っていただいて、山へ実際に行っていただいて森林への理解とかを深めていただくというようなことを目的としております。

それと併せて、「mamori」の体裁、編集の構成内容ですけれども、そこへも一定子どもさんが森林を学べるページを入れ込んで、子どもさんの教材として学校等で利用していただけるようなテーマも構成として取り入れていきたいと考えております。

次に（３）の「森林環境税シンポジウム等実施事業費」ですけれども、既に新聞報道、今日も高知新聞さんがいらっしゃってまして、社説にも書かれておりましたが、今年は「2011国際森林年」になっております。国際森林年を全国一の高知県が森林県でございますので、率先して高知県としても、その森林年をPRしていく。

その中で森林環境税で今まで行ってきた「こうち山の日」活動でありますとか、それから来年度のお話になりますが、次の（４）にも関連するんですけれども、「こうち山の日」活動のPRですとか、併せて、来年度から森林環境税3期目の検討に向けて具体的に動きだしたいと考えております。

また、シンポジウムの中では森林年とからめて、中央ブロックでは都市住民の方に対するブロック会議も開催いたしまして、ご意見などを頂戴した上で第3期目の継続の可否につきましても、そのお声を聞きながら判断していきたいという事で、シンポジウム、2011年国際森林年、それから「こうち山の日活動」の露出、それと併せて第3期目の検討に向けた取り組みと、その3本の柱でこのシンポジウムを実施したいというふうに考えております。

それと最後に（４）ですが、先ほど申し上げました第3期目の森林環境税の継続の検討に向けた取り組みの一つでございます、これ第2期目に向けた取り組みとしても実際に

アンケートを行っております。森林環境税を活用させていただき、前回は県民の方へのアンケートももちろん行い、それと併せて企業にもアンケートを行っております。

今回森林環境税でお願いしておりますのは、企業等に対するアンケートの分でございます。県民に対するアンケートにつきましては、森林環境税ではなく、別途広報広聴課の県民世論調査の紙面をお借りして、約3,000人の方を対象にそのアンケートを行っていきたくと考えております。

そして(4)の企業アンケートでは、森林環境税の使いみちなどについてお聞きし、併せて森林環境税を引き続き継続するかなどについてもお聞きしたいと考えております。これは継続の是非を判断するために必要になっているということです。ご理解願えたらと思います。

それで(3)と(4)は「限」ということで、三期目に向けた取り組みの一つということで、金額的にトータルで1,500万円と、(1)～(4)まで1,500万円程になっております。今年度の事業費に比べたら3倍に増えておるといふ所でございますが、その辺は先程申し上げましたような理由でご理解を願えたらと思っております。

以上です。

(根小田委員長)

はい、前年度の3倍になっている訳ね。これは来年が国際森林年になるんでしょう。そういう国の年であるのだからけれども、第三期目の環境税の問題、継続か否かという問題も含めて、シンポジウムだとか、検討の場合、見直しも含むということですね。委員の皆さん、何かございませんですか。

(窪田委員)

2期目に入る時にも同じ様にやったんですけれども、労力がかかって。当時は環境税を1期で止めるのはどうかといった議論もあって、色々動かないといけない所もあってやったんでしょうけれども、この3番と4番の事項については、もう止めたらどう。それか議会に任せたらどうですか。

(鶴岡課長)

いや、やはり必要ですので。

(窪田委員)

シンポジウムを5カ所でやって中央大会もやったんだけど、費用と労力をかけた割には、賛成の意見が多かったという位で終わったような気もする。

もう5年、10年経ったから、そこの判断は議会とかが継続するかせんかというのは判断すべき事ではないでしょうか。それと、委員自ら進んでそっちの方へいくのは、もうち

よっと休みませんか。費用がいる割には、労力をかけて前回はやりましたので。これはかなり大変ですよ。

(久保課長補佐)

ええ、実際、窪田委員がおっしゃるように労力と手間がかかるという事は、窪田委員他からもお聞きしておりますよね。その点、十分承知はしております。しかし、アンケートは必要でして、もちろんデータとしては手持ちでいただく訳なんですけれども、森林環境税をどういう所に使ったらいいのかとか、今後も継続するのかとか、そうした部分については、やはり実際に現場へ足を運んで県民の生の声を直接お聞きしないと。アンケート調査のみで判断するというのは、私共としましても判断しづらいということもございますので、その辺はご理解を願えればと思います。

それと、(3)の実施事業費ですけれども、この中で言い抜かりましたが、地域ブロック会議の開催経費も若干入っております。これは前回の2期目に向けては委託事業でやったんですけれども、今回は私共が直接基本的には準備をして、委員の皆さんにもお願いして、地域ブロック会議のコーディネーターとしてご参加いただきたいというような組み立てにしております。

(窪田委員)

それは素人が出来るものじゃないよ。前回やったのと同じ事に近いものをやろうと思ったら、それは無理です。

(久保課長補佐)

そこは県の方でやりますので。

(根小田委員長)

前回の時、僕は一県民として見ていた方だから、分からない所がある。

(出口主任)

そのブロック会議の回数を各出先機関毎、林業事務所毎に6回というふうに計画を立てているんですけれども、5年前は4カ所でやったと。それで6カ所というのはかなりしんどくて、でも4カ所やったら何とかなるだろうというようなレベルでもなくて、4カ所でもきつかったということだったんでしょうか。

(根小田委員長)

あの時は委員が全部出向いたんですか。

(窪田委員)

コーディネーターは業者が全部やってくれて、委員は順番で出席して。役割分担を事務局の方でやっただけですけども。

(根小田委員長)

要するに事務局は全体をコーディネートしたの。

(鶴岡課長)

委託した業者です。

(窪田委員)

それぞれ、地域の会へ役割分担で出て、その意見の収集とかは肌で聞いたりしてやって、それから最後に中央でやったんですけども、素人がさばけるようなものじゃないですよ。

(久保課長補佐)

やり方自体については、前回と違った方法でやるという方向ですので。

(窪田委員)

環境税でやらなくていいんじゃないですかということ。

(鶴岡課長)

そこは再考をお願いしたい。

(窪田委員)

10年まるんだから、後は議会が判断して、「続ける」と言うなら同じように続けてやったらいいし、「止める」と言うんだったら止める。議会に任せることは出来ないんですか。環境税を使ってすると。3番、4番で800万円位あるけれども、これもシカの方に突っ込んじゃったらいいんじゃないですか。

(久保課長補佐)

そういう訳にはいきません。やはり、県民の方のご意見、声を聞くということは行政としては必要だと考えておりますので。

(窪田委員)

それは結局、議員の仕事では。前にも言ったんですよ、何年か前も。「環境税としてそれをやる必要性があるのか」と。それを判断するのは県民であって、その代表をしている議

会が話し合いをして、継続するかどうかを決めたら、自分達はそれに対して動いたらよいという。

委員会が引っ張っていくような必要性もないし。前回は、もう次は止めようという話をした。これだけのことをやって、それほどの結果が出て来たとは思わない。「こんな反対の意見があった」、「こんな賛成の意見があった」程度の、大勢としては賛成が多かったので、賛成で進めましょうといった感じ。今回も同じような結論が出るのではないですか。

(鶴岡課長)

そこは行政としては、やはり必要があると考える。

(窪田委員)

3年目に毎回、5年のうちの4年目にやらないといけないような構造を作ってしまうのは大変。おそらく今の委員さんは出来ないでしょう。前の委員さんはまだ広報とか企画屋が何人かいたから出来た。土居さんとか、NHKで仕事をしてた方とか。企画屋がいたから、それを手伝いながらさばけたけれども、今は、委員は皆仕事があってフリーの間はいないんですから。

(片岡委員)

どういう形でやるかというか、シンポジウムをやったとしても多分余人は来ないと思うんですよ。それだったら元々、最初から林業関係者を集めて会議をする方が結果的に来る人は同じだけど、労力的には少ないかもしれませんね。

(川村委員)

やはり議員さんにも動いてもらいたいですね。我々が住んでいるいの町も、山の端から海に近い所まであります。そうすると山の人が出てどっかでするとなるとやはり伊野の街周辺になりますよね。

(久保課長補佐)

そうですね。

(川村委員)

前は本川村でしたけど。そうしたら伊野周辺まで山の人が出て来ると言ったら、足を確保してやらないと出て来れない。問題がまた色々起きてきます。

(窪田委員)

どうしてもやるの。

(久保課長補佐)

行政としては、県民の生のお声をお聴きするということで進めていきたいと考えます。

(出口主任)

やり方ですよ。やり方のシンプルさと言うか、そこは工夫と出先機関の協力の元で何とか回せれると考えております。ご意見があるのは分かっている、提案させていただいているんですけど。

(窪田委員)

前回は林業事務所に協力してもらった以外は、大元の段取りは委託していたんですよ。

(久保課長補佐)

ええ、はい。

(窪田委員)

西日本でしたか。

(久保課長補佐)

はい。

(窪田委員)

それでかなり振り回された。その割に出は来た結論は大したものではなかったと思う。だから、10年まるむんで、1期・2期目の話じゃない。次は3期目の話だから、議会とかの方でやってもらった方がよくはないか。

(根小田委員長)

ちょっと我々、事前に。県民の世論のなんというか、主な、この辺つかめば大体分かるような勘どころがある訳だから。モニターしたらどうですか。いきなりシンポジウムとかブロック会議とかをバーンとやるのではなく、個別的にもう少し意見をモニターしてみたらどうですか。

(出口主任)

突撃取材的にですか。

(根小田委員長)

ええ、継続云々についてはね。

その上でシンポジウムとかをする意味があるんだったら、国際森林年のような形でバーンとね。キャンペーンをやったらいい。それでやったらいい。

(片岡委員)

高知市で1回。ブロックをやる意味は余りないかも知れないですね。

(鶴岡課長)

シンポジウムは1回。

(久保課長補佐)

ええ。

(松本委員)

どこでやっても一緒ということ。

(久保課長補佐)

ちょっとすみません。そしたら20ページをご覧いただきたいのですが、20ページの方が単発のシンポジウムというイメージで閲覧いただきたらと思います。

そのテーマは「国際森林年」という形で掲げておりますが、右欄の「記念シンポジウム」という囲いの概要イメージをご覧いただきたいと思います。「全体会」ということで国際森林年を記念した講演とかパネルディスカッションをやった後で、中央のブロック会議と都市住民の方々を対象としたブロック会議に参加を募集して、お声を聞くように考えております。それと山の日をPRしていくという事で、既に森林環境税を活用して実施している団体等に参加を呼びかけまして、事例の発表会とか意見交換会もやっていくというようなイメージで考えております。

次に21ページをご覧いただきますと、こちらの方がブロック会議のイメージでして、これは前回の例を参考にしているんですが、6カ所ですね。中央プラス高知市ということで、計7カ所にはなります。

(出口主任)

待ってください。中央西と中央東、それぞれ林業事務所があつて、これだけだったら6カ所ですね。

(久保課長補佐)

6カ所プラス先程のシンポの中でやる高知市ということで7カ所で。計7回をやるというイメージでございます。

(鶴岡課長)

なるべくこちらから出て行かないと、先ほど川村委員さんが言ったように、高知市でやるとそこまで来るのかと、実際、来ていただけない。

(窪田委員)

これ、やるとしたらシンポジウムは、最悪でも11月までには終わらさないといかん訳でしょう。

(久保課長補佐)

はい。

(窪田委員)

予算関係は12月の成立をというか、それまでには何回かを。この予算が動き出して4月、5月以降ですかね、月に1回位はやっていくと。物理的に凄いタイトなスケジュール。前は12月が遅れて1月になったような記憶があるけど、最後が。

(出口主任)

7、8、9月でブロック会議はやります。

(窪田委員)

前回の時は初めてのことだったから、やらんといかんでしょうということで何とかやって。その時も思ったのは、環境税の委員というのは議会で決めた事の方角性が正しいかどうかを判断、使い方をガラス張りにという事で審査をして、正しい方向に使われるかどうかを審査するのがこの委員会の役割であって、次回はどうかというのは役割の中に入っていないと思います。

それはもっと上の所でやっていく世界だと思うけれども。前回は流れの中でやって、前回もそういう話をしたと思うんだけど。

(久保課長補佐)

やはり、地方議会の権能というか、そこは主のところ、チェック機能を働かせるというのが地方議会の役割だというふうに考えているというか、そういう位置付けですよ、委員長。ですから、そのチェック機能を働かせる上で、県民の方々からお聞きした意見を行

政として議会に提示すると。その前段で森林環境税の使い道にかなっているか。そうしたところは、やはり行政部門が受け持つのが筋じゃないかと。委員会での議論を受けてですね。

(根小田委員長)

前回も、この運営委員会は環境税の継続について県民世論を聞く、そういうのをこの運営委員会がやるということになっていたんですか。

(出口主任)

いいえ。基金運営委員会の役割と言うよりも、「500円の森実行委員会」という組織を立ち上げて、その中に基金運営委員会の委員さんもメンバーを連ねていただいたという形を取ったんですね、当時は。

(根小田委員長)

そうか。そしたら事務局主導でやったんですね。県庁サイドが主導でやったと。

(窪田委員)

というか、前回の時は、5年まるんだ段階で4年目に全部予算を決めんと。5年目では翌年に間に合いませんので、翌年の8月頃には決めておく必要があるんで、前年の4年目の12月か1月までには方向付けしなければならないという事で、毎回5年のうちの4年目にこういうことをする訳です。

(根小田委員長)

だけど、制度的に言うと条例の改廃だから、条例の改廃は議会がやるということですね。

(窪田委員)

そういうことです。そういう中で、4年目をほとんどこれに費やさなくてはならなくなるんです。

(根小田委員長)

そうか、要するに行政の方がやってそれを議会に提案する訳ですね。

(久保課長補佐)

条例改正議案を24年の12月議会でという流れになるかと。

(根小田委員長)

要するに原案は。知事提案でやる訳ですね、その原案を作れという訳ですね。

(久保課長補佐)

単に改正内容は延長するというか、継続。もう1回5年間延びるだけになると思いますけれども。

(窪田委員)

そうでもないでしょう。金額が妥当かとか、何パーセントにするのかも決めて、全部を議会で議論してもらわないといけないので、継続に限った話だけじゃないと思う。

(久保課長補佐)

ええ、はい。

(窪田委員)

前回は僕は1,000円にして、会社には分相応の負担をしてもらえと。そしたら3億何千万円の税が集まるので、そうなる今言った環境の教育の方へも安定的に充てていく財源が確保出来るから、そういうふうにしてくれという話もしました。

ただ、景気がこんな状況の中で上げることはもう当然不可能ということで、500円で現状維持という事で継続した。

高知の4年目というのは全国に先駆けてやったものですから、4年目、5年目は後へついて来ている県が沢山あった訳ですよ。それもあって継続に向けた流れがあったので、そういう会議をやったと思うんですけども。

もう10年経ったら落ち着いているし、議会でやらしてもらえばいいんじゃないですか。

委員がどうのこうの言う、前も委員会ではやってないですよ。今言った500円の森委員会というのを別途につくって、そこに全員が入った格好で、別途の組織でやってると思うんですけども。

前回の5年目の時は後を、20県位の県が環境税を導入するしないについて来ていましたからね。「止める」と言うことには中々ならなかったんですよ。まあ、後は、最終割れたら多数決で決めてください。

(久保課長補佐)

前回の500円の森の実行委員会、その中に環境税の委員さんに入っていた趣旨というのは何。

(出口主任)

県内4ヵ所で開催した時に、それぞれの地域に所縁のある方に参加していただいたというやり方をされていたはずなんですよ。

(窪田委員)

役割分担したのよ。

(出口主任)

そうなんですよね。

(窪田委員)

全然出ない所もあってもダメだろうし、部分的に皆が出ても。全部に分担して出ましようという事で、委員の内の何人かが出て声を直接聞こうというね。ブロック会議の内容を知っていないと中央シンポの進行が出来なかったんです。委員も全部出て、パネラーとか頼んで委員も全部出てしたんですけれども。会場からの意見を聞いたりして。中央のやり方がそういうやり方をしたので、手前の話を聞いておかないと、中央シンポが運営出来なかったの、分散して出席したという格好になっていたと思います。

(久保課長補佐)

アンケートも要らないということですか。

(窪田委員)

この県民アンケートはやはりやるんでしょう。

(窪田委員)

県民アンケートをしたら、企業アンケートはするの。

(久保課長補佐)

企業にも課税はしておりますので。

(窪田委員)

分かっています。

(久保課長補佐)

企業にも、やはりアンケートは取らなければならないと考えております。

(窪田委員)

企業としての意見というのは、前回もほとんどなかったような気がするが。

(出口主任)

回収率は2割位はありました。

(窪田委員)

だけど、内容がなかったんじゃ。

(出口主任)

いえ、それは内容がなかったとまでは言えません。

(窪田委員)

委員会が継続とか言えるような立場じゃないので、それはもう決めてもらったらいと私は思います。

(出口主任)

例えば、シンポジウムというのがこの予算要求の中にいるんですけど、国際森林年ということに関連したシンポを打つという事に対して、森林環境税を充てるといような考え方については、それに限った考え方についてはどうでしょうか。

(窪田委員)

国際森林年は環境税でやる必要性があるのかどうか。

(根小田委員長)

去年、こうち山の日活動、去年か一昨年かやらなかった。

(窪田委員)

国際森林年で何をやるんですか。県は。

(鶴岡課長)

こうち山の日をPRして県民に知ってもらおうという、十分な認知が未だされていないという意見もありますので、それを含めてこういう形での実施をしたいと。

(窪田委員)

議会で喧々譁々、環境税についてやってもらった方がずっと県民にPRになると。資料を

作る方は大変だろうと思いますけれど。前回は本当に5年目で資料を沢山県が作ってきた。先頭を走っている県として中々止める訳にはいかなかったということがあって、色々やっただけです。今回はそこも一区切りついていますし、全国でも30県近く導入されているし。

(川村委員)

最初の時、1回目にやった時に飯国先生から赤と青のシールをいただいて、それで賛成か反対か住民の人にやってもらったんですけど、やはりこっちの説明具合で、「ほんならあったらえいねえ」とかいう感じになってしまうから。

(松本委員)

あれ、6月位から年末まで週1回位出て来てましたよね。

(窪田委員)

6月どころじゃなくて。これの予算があって、会合はいつ頃でしたっけ。

(松本委員)

5月くらい。

(窪田委員)

5月位にお金が入るんでしたっけ、環境税として使える予算としての。今は繰越があるから、それを使ったらいいですけど。ない時はその年の予算で動きよったからね、確か。

(出口主任)

そうですね、翌年の5月に入って。

(窪田委員)

5月に入ってやっと動けるようになって、それから動いて11月までに全体会をやるには、月に2回位、最終は地方シンポの段取りを全部やって動かなくてはならないので、凄くタイトなスケジュールになるでしょう。外部委託せずに出来ますか。

(鶴岡課長)

なるべく経費をかけずにする形を考えておりますので。

(久保課長補佐)

例えば、そのブロック会議のコーディネーター的な役割、調整とか運営は事務局の方でやらせていただいて、コーディネーター的な役割の方は別途、本当にコーディネーターの

業務とかをやっているような方をお願いをするというような形だったら、よいということになるのでしょうかね。

(窪田委員)

個人的には、これは必要ないと思う。

(根小田委員長)

その原案を形としては知事が提案をするんでしょう。その原案を作りたいということでしょう。

(久保課長補佐)

はい。

(根小田委員長)

そういう話だと思うんです。

(窪田委員)

それは議会予算でやるべき。

(根小田委員長)

議会予算じゃないですよ。知事が提案するんですよ。

(窪田委員)

それは、林業の予算で。

(根小田委員長)

それは、やるならね。そういう形でやるでしょう。

(窪田委員)

そしたら、環境税の話にはならないのでは。

(久保課長補佐)

議会は、環境税を継続する金額が幾らとか、そういう所を全部チェックして、賛成か反対かで議決する訳ですから。

(根小田委員長)

もちろん、県費でやってもらったらいいいんだろうけど。議会の方から提案が出来ますか。出来ると思うけどするかな。議員提案も出来るんでしょう。

(久保課長補佐)

議員提案権はありますけど、条例制定に。

(根小田委員長)

あるよね。だからそれを議員の方から提案してもらったらいいいんだけど、議員側からは多分出てこないでしょう。だから、事務局から提案をする訳ね。その原案を作りたい訳でしょう。その原案を作る作業をするのに、予算面で環境税でみて、委員としても関わってくれないかという話でしょう。

(鶴岡課長)

はい。

(根小田委員長)

それで、関わる必要ないと言っている訳ですね。どうします。

個人的に例えば、各委員が事務局の活動に協力するかしないかというのは、個々の委員の話なので。それと予算の問題ですよ。

(窪田委員)

もしやるとしたらある程度、第三者的な事もやっていかないと。こっちが全部運営してやっていくと。

(根小田委員長)

いえ、県がやる。

(窪田委員)

県が運営するにしても、部署的にそっちの方に誘導するような話になっても都合が悪くないですか。

(久保課長補佐)

そこは完全にニュートラルで臨みます。

(片岡委員)

やるとしたら、委員会は環境税を継続するか継続しないかっていう議論が最初にあるんですけど。もし継続するという話が、例えばブロック会とかで多数になった場合、今までやってきて何が問題だとか、具体的に出してもらおうという作業が、約10年やってきたので要るんじゃないかなとは思いますが。

多分色々言うのは、皆さん言いたいことが一杯あると思うんです。前回みたいに「やろう、やろう」っていう、その一辺倒ではなくて、やはりやるにしてもこんな問題点が沢山出て来ているということを整理する形で進めていけば実になるものが出来るのかなと。

当然止めようという意見も、なぜ止めた方がいいと思うのかというふうに。というのをまとめていくっていう形にすると、意味のあるものが出来るのかなという気はしますね。

(窪田委員)

今回、環境税の委員会としては、良かれとして国の予算を先使って繰り越してきた金について、議会で色々話がありますよね。単年度で消化するべきじゃないかとか。それも踏まえてやってもらったら、議会で。

(久保課長補佐)

判断するための材料として、行政側で県民のご意見を聞いた上で、議会に提案させていただくという、手続きはどうしても必要になります。

(窪田委員)

議員さんが中で色々なことを、感じた意見を言ったらいいんじゃないですか。調べる資料としては持っておいたほうが良い。10年というのは一つの区切りだから。

(久保課長補佐)

当然、議会で説明する上では資料が必要になりますので、その資料としてアンケートや地域ブロック会議で県民の方のお声も聞くという作業は、必要不可欠だと考えております。

(根小田委員長)

そのためには少しお金がかかるわね。要するに、森林環境税という目的で10年間やってきて、それで効果があったかなかったかとか、今後継続する必要があるかないかとか、そういう判断を下すための調査・検討作業が必要だと。事務局の県を中心に。その場合に環境税を使って、そういう行政の活動費をこのお金を使っていいのか悪いのか、そこをちょっと判断してほしい。

(窪田委員)

私も分かりません。

(松本委員)

そこが難しいよね。前は、窪田さんが言われたように2期目に向けてのジャンプ台にしようということ。

(根小田委員長)

前回は環境税をつかった訳。

(鶴岡課長。久保課長補佐)

そうです。

(松本委員)

もうちょっと大きいお金を使って。

(根小田委員長)

もっと使ったと。

(鶴岡課長)

もっと大きい額です。

(松本委員)

企画会社に委託して。

(根小田委員長)

それだったら、ちょっと今回は止めましょう言うのは。

(久保課長補佐)

委託はしません。シンポジウム以外は。

(窪田委員)

前は自分がやったんですけど。この件の云々の。

(根小田委員長)

分かります。分かるけれども、後の方の県も続いているから、高知県も継続する方向で

みたいな話で。だけど環境税を使うかどうかは別問題だと。

(窪田委員)

ええ、けれどそういう議論はなかったんです、前は。

(根小田委員長)

けれど、委員はその時はそう判断したという訳でしょう。

(窪田委員)

その時はね。ただ、僕は反対しましたよ、前回は。

(根小田委員長)

そうしたらこちょっと、このパンフレットの方を先片付けようか。

(久保課長補佐)

1、20Kです。

(根小田委員長)

1番、2番以外はちょっとペンディングで。

10分間休憩しましょう。

(出口主任)

10分間休憩ということでよろしくお願いします。

— 休 憩 —

(根小田委員長)

再開しましょうか。

11番から15番を、まとめて説明をしていただけますか。

No.11 「こうち山の日推進事業」

No.12 「山の学習総合支援事業」

No.13 「生き生きこうちの森づくり推進事業」

No.14 「森林保全ボランティア活動推進事業」

No.15 「運営委員会等開催費」「木の文化賞 事務費」 林業環境政策課

(出口主任)

はい。林業環境政策課の事業、No. 11 から 15 まで 5 つの事業すべて継続でございます。

一期目の頃から続いてきました、「県民参加の森づくり」をそのまま実施すると。県民の方が中心となった 5 つの事業でございます。すべて継続で内容については、ほとんど変更はございません。

金額についての要求額が、今年度の当初と比べてどうなのかという部分だけ、事業ごとにご説明差し上げます。

今、資料の 2 の一覧表の方で、金額についての比較を説明させていただきます。

こちらの方はジャンルごとに No. を並べている関係で、No.10「こうち山の日推進事業」、これにつきましては要求額が前年比で 92.8%と、この表の右から 2 番目の列「前年比①/②」のところで、90%以上は確保した形で要求をさせていただいております。

それと No.15「山の学習総合支援事業費」、これはパッケージ事業でして、「山の学習支援事業」と「山の一日先生派遣事業」と学校林の整備に係る「学校林整備事業」、この 3 本立ての事業の前年比が 85.4%という事で、若干今年度よりも少ない額ではありますが、いずれも 8 割以上をキープした上での要求となっております。

それと、この表でいく所の上から 3 番目、No. 3「森林保全ボランティア活動推進事業」、これはご承知のように新規ボランティアのチェーンソー等の支給とか、地域通貨券を活用した間伐だとか、今年度からの新規なんですけれども、林内作業車等の木材の利用機械を「こうち山の日ボランティアネットワーク」に補助をするものです。

言わばこれも 3 本立てなんですけれども、こちらの方は前年比でいうと、かなりの減となっております。45%という要求額になっております。

この原因ですけれども、チェーンソーなど機械・器具の支給と地域通貨券の使用による間伐、この辺はそんなに変わってはいないんですが、ボランティアネットワークへの木材利用機械への補助が今年度、林内作業車を 1 台導入する事が決まりまして、来週納品という形にはなっておるんですけれども。

一方で移動式製材機といった製材機の導入について、上屋の問題とか敷地の問題がボランティアグループの間で調整がつかないこともあって、導入を見合わせたということも影響しており、移動式製材機を本年度に導入することを見合わせたことが主たる原因で、事業費が 45%止まりであるという説明をさせていただきたいと思えます。

あとはそれこそ、この委員会、まさに開催しておりますこれ等に係る経費でございます。

これは No.17、一番下の No. なんなんですけれども、23 年度はそれこそ今後の対策と第三期目の環境税に関わる事項で、基金運営委員会も開催する回数が増える事を想定した部分で、委員報酬ですとか旅費等が、そのまま回数の増に伴う金額の増額という形で要求させていただいております。

後は「木の文化賞」という、かれこれ歴史的には 10 年位前から行っている表彰制度、これについての事務費をほんの少しですが、積まさせていただいているといった所ござい

ます。すべて継続事業でございますので目新しい所はほとんどございませんが、ご審議の方をよろしくお願いたします。

(根小田委員長)

はい、11番目から15番目までの事案ですが、いかがですか。

(出口主任)

すみません、1点だけ忘れておりました。

「生き生きこうちの森づくり推進事業」を説明するのを忘れておりましたので、再び資料の2、A3の大きい資料の上から2番目、No.2の「生き生きこうちの森づくり推進事業」、こちらは前年比変わらず100%ということで要求をさせていただいております。以上です。

(根小田委員長)

県の方でどう使うか分かりませんが、あくまでも印象ですが、全体としてそういうボランティア活動だとかの動きが活発化してますか、事業件数は。

(出口主任)

ここのところ平行線といったような表現がふさわしいかと思えます。

ボランティアの方にも木材の利用をとといったような、その木材の利用についての支援を今年度の新規事業で始めたといった所で、質が、ボランティアさんへの期待するところの質の所、そこに若干の変化を今年度からちょっと持たさせていただいて、より広範囲に質の高い活動をしていただきたいといったような取り組みを支援していこうといった所でございます。

(根小田委員長)

特に、何か。

(出口主任)

実は時間の方がかなり押しておまして、本当に申しわけございません。

(根小田委員長)

はい、11番から15番は、金額的にも一部減少がありますが、継続事業ということでもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(出口主任)

ありがとうございます。

(根小田委員長)

続きまして、鳥獣対策課お願いします。

No.16 「シカ広域捕獲対策事業」 鳥獣対策課

(鳥獣対策課 岡村課長)

鳥獣対策課の課長の岡村と申します。

それでは、16番の「シカ広域捕獲対策事業」等につきまして説明させていただきます。

まず私の方から、「ニホンジカの被害状況と被害対策の考え方」ということで総括的な説明をさせていただいた後、担当の梶原の方から事業の細かな内容につきまして説明させていただきます。

こちら、昨年もひょっと見ていただいたことがあるかもしれませんが、今、三嶺の被害状況といいますか、推移なんです、こちらが2002年ですので今から9年前になります。

ここは三嶺の南側にあります、カヤハゲという所の南側斜面のあれでございます。それが2008年の方になりますと、見てのとおり笹の葉っぱは食べられて悲惨な状態になっております。

これが去年、2010年の7月に私も行って来ましたが、よりひどくなっています。この丈が30cmぐらいあるようなやつが全然なくて、本当5cmもないような状況で何も無い状態です。

それからシカの方が、これも三嶺の南西方向にございます、さおりが原辺りの樹林帯なんです、昔は下層植生もあって明るい森でございましたが、現在ナラ等の樹皮の皮剥ぎがあり、かつ下草の下層植生の方は全部食べられちゃって裸地化していると、こういう状況でございます。

今どういうことが起こっているかと言いますと、三嶺の中腹の所ですか、樹林帯のそういう臨界域といいますか、隣接部の所はすでにああいう崩壊のようなものが起こっております。

それから右側のこの写真の方は、ボランティア「三嶺を守る会」等、それから森林管理局等によってネットを張ったのですが、そのネットの中の所は笹がまだ生きています。この周りの所は悲惨な状態です。

ここがその上のウラジロモミの樹林なんでございますが、これも全部巻き枯らしのような状況になって、この林自体もほとんど駄目になっています。

この辺がネットを張っているんですが、こちら辺は見事、こちらの植生は残っているという状態です。

これが今のこの三嶺の状況でございます。

これは大豊町の水田の所でございますが、先程までは自然植生なんです、こちらは農地の被害という事で、この丸で囲んである部分が出たばかりの苗をシカによって食べられちゃってるという、この四角い所もそうです。金網で1 m位のフェンスはしているんですが、シカ自体の運動能力が1 m位なら軽々飛び越えて、入って来て食べているというのが実情でございます。

本来の自然というのは、シカというのは草原に生きておった生物でございます、明治時代に乱獲期がございますので、非常に奥山の方に逃げ延びた。シカとか、イノシシは奥山の方に逃げ延びて生き長らえたんですけど、その他オオカミとかカワウソは絶滅したという歴史がありますが、それはさておき。

戦中・戦後の拡大造林、人工林化した事によりまして、人工林の前に天然林を伐採した関係で、シカ自体が草地化した、シカとかカモシカが非常に増加したという経緯がございます。

その後、温暖化とか、狩猟者等が減少したとか、天敵等がいなくなったとか、そういうことで非常にシカが増加した。シカという生物自体が非常に爆発的に増加をするという性質を持っておりますので、特に中低標高域の方ももちろん増えたんでございますが、特に餌を求めて上の、本来住んだらいけないような高標高域の天然林の方へ、先ほど申しました三嶺の方の1,000mを越えるような所にずっと侵食して行って、かつ下の方は農地なんかの所にも生息域を広げているという状況でございます。

特に問題になりますのは、高標高域の方なんです、徳島とか愛媛県の県境の方になるんですが、本来はそういう植物の生産性が非常に低い所でございますので、シカという大食漢、これは成獣で大体1日に5kg位食べるそうでございます。それが1年で2tですよ。そういう大食漢のシカが増えることによりまして、もちろん希少植物は当然減りますし、植生が全然取られちゃって、山腹崩壊に繋がるような先ほど写真で見ていただいたようなこと。

それから、特に自然植生の中でも生き残った植物もあります。タケニグサ・バイケイソウとか、シコクブシ、これはトリカブトでございますが、そういうアルカロイド系の毒草だけは残っている訳なんです。

そういうことで、生態系が非常に問題になっておりまして、そこらに住んでいた要するに希少な昆虫とか、植物だけじゃなくて動物、そういうものの影響が出ていまして、非常に生態系のかく乱というものが起こって来ると。そういうことでございます。

下の農地の方なんでございますが、要するに過疎化、里山の荒廃等によって集落とか、それから農地の方へ近接して出て来て農林被害が増えている。先ほど見ていただいた一例ですけれども、大豊町の田んぼのような状況になっているということでございます。

そういう生息域の、うちのなんだかんだ言うて目標なんでございますが、基本的に800～1,000mを越える高標高域の所は、自然植生を回復させなきゃいけない希少動植物の宝庫

でございますので。かつまた物部川・四万十川とかいう、そういう河川の水源地でもございます。これらの所は、限りなく生息密度がいないようにしてやる、ゼロにするような形。

大体シカによって、生息1km²に20~30頭当たりで笹がなくなる。それから1km²当たり50~100頭当たりで樹皮剥ぎが起こると。だから今見ていただいた三嶺の特区分なんかについては生息密度が非常に高くなっている、そういう状況でございます。

どっちかと言いますと、一番下の低地の農業地帯等、ここも当然色々農地を守るため、作物を守るためにはこういう所は柵等の防除対策によって、農業者自らのわなの捕獲とかにもなるでしょう。そういうシカのような有害鳥獣を農地に近づけなくなるような対策をしなくてははいけませんし。

この真ん中の中低標高域の所でございますたら、森林部局の間伐等をするることによって、一応下層植生を開拓させることによりまして、シカを絶滅しないように守りながら、適正な所で住んでもらうようにしなきゃいけないのじゃないかなと、そういう形で考えております。

当然うちだけで何する訳にもいきませんし、林業の環境部局、林業部局、それから農業部局と協力をしながら、こういう対策を進めていかなきゃいけないと思っております。

これがシカの数なんですが、数が多くなれば当然被害も増えますけど、これをゼロにするんであったら、全部捕って被害がなくなるかもしれませんけど、地域個体群としての存続可能水準、これ以上減っちゃうと絶滅するという部分がございます。

例えば四国のツキノワグマでございますたら、今十数頭から多くて数十頭。絶滅が非常に危惧されているような分でございますして、そこまではやはり人間とシカであっても、共生するためには一定の個体数は必要でございますので、先ほど申しました柵とか追い払いとかいうような被害防除対策をすることによって、この線まで落していく。将来的にはここまですと、シカが餓えても大丈夫かなという。

ひとつ許容水準というのは、人間の意識の問題なんですけど、そこをどう取るかの世界です。一つは下層植生は少々、ゼロには難しいでしょう。下の草とかいろいろ食べられても、まあ笹が食べられないなり、皮が剥かれないとかいうような、我慢できる世界まで何とかやりながら、シカと生物の多様性というものを確保しながら、個体群の生息を維持してバランスを取って自然と共生していくのがいいのかなと。

それで目指す方向というのは、右下のブルーの方向というものを考えています。

一応それが今のところ外郭、導入分で、これから事業の方を担当の方から説明いたします。

(鳥獣対策課 梶原主任)

鳥獣対策課の梶原と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。「抜本的なニホンジカの対策」ということで、現状、案という事にはなっておりますけれども考えております。

今までは「捕獲対策」を中心に行ってきましたが、これからは「防除対策」或いは「地域ぐるみの対策」を考えております。

実は去年の9月末までに、「ニホンジカの生息密度調査」を実施しました。高知県では、便宜的に「ABCユニット」、区域を3つに区切りまして生息調査を実施して、それぞれどういうふうに管理していくかを考えております。

右側に、そのABCユニットの該当する市町村を書かせていただいております。ニホンジカの生息密度の調査方法なのですが、今までというか、平成22年の調査もそうなのですが、「糞粒法」という調査で実施しております。どういう方法かと言いますと、1×1kmメッシュ内に11個の1×1mのコドラートを設置。50mラインに10個設定ということで、ラインを10本作りますのでコドラートが110個作ります。そこを1つの調査地として、実際コドラート内の糞を全部1個1個数えるというふうなことを行いました。

大体、これは緊急雇用で調査を実施したんですが、1人1日1×1kmメッシュを調査するというのが限界というか、それ位労力のかかる調査を91ヵ所で実施いたしました。

現状の「メッシュ別ニホンジカ生息密度指標分布」ということで、右側の図に平成19年と平成22年度の図を示させていただいております。

ご覧いただいたら分かるように、丸が大きいほどシカの分布密度が大きいということを示しております。一目瞭然、東部と西部にシカの密度が高いということ。それから19年～22年度にかけて東部・西部で非常にシカの密度が高くなっているという事が分かっていただけだと思います。

後、これの調査に併せてアンケート調査を、実際地元の方に実施させていただいております。例えば「シカの分布状況」について、アンケートで「あなたの農地周辺では最近シカが増えていますか」という質問をいたしました。「増えている」と答えている方が46%、「変わらない」という方が8%、「シカはいない」という方が37%、「減っている」5%という回答がありました。

実際、「シカはいない」37%と答えていただいた地域というのは、比較的高知県の中中部の方でございまして、やはり東部・西部のシカの多い所は「増えている」という回答が非常に多うございました。

それから、「シカの被害状況」についても質問をさせていただきました。農作物被害ということでお聞きしたんですが、「被害あり」が74%、「被害なし」が26%という回答がございました。

また、被害作物についてお聞きすると、最近「イネ」の被害が多いというお答えと、あと「ユズ」。馬路村とか北川村等、ユズの産地もございまして、それから四万十市でもユズを作っているんですが、そちらの方でユズの皮剥ぎ、あるいは新芽の食害。

それからあと6%なんですけれども、「植林木」という回答がありました。ただ植林木の被害は6%で低いように思われますが、植林木の被害というのは中々まだ地域の方でも実態はご理解いただけないというか、実際知らない方もおられるようですので、実際はも

っと多いのではないかなというふうに考えております。

「林業被害」でということで、ちょっと総括させていただいたんですけれども、今までは植林木（新植）の食害はある程度、被害額ということで上がって来ているんですが、実際壮齢木、これから間伐しようという木については、皮が剥がれる被害について十分実態が把握されていないのではないかなというふうに考えております。

それから「自然植生災害」については、先程課長からも説明がございましたように、非常に山岳地の被害が深刻でございます。単一の植物のみがはびこる状況でして、植物の種の多様性が失われつつあるということも非常に顕著になって来ております。

鳥獣対策の、これからの「ニホンジカ特別対策の基本方針」というのをここにまとめてございます。当面の対策の柱として「捕獲」というのを今までやって来たんですが、それに加えて「防除」、それから「地域ぐるみの取組（集落環境の整備等）」という事を、これから取り組んでいきたいと考えております。

それから、今まで行ってきました「担い手対策」、「シカ肉の有効活用」にも取り組むという事を考えております。これが一応「今後のニホンジカ特別対策」の一覧になりますので書かせていただいております。

今回、環境税でエントリーさせていただく事業については、(1)の「捕獲対策の部分」については3カ所、太字とアンダーラインで書かせていただいております。

まず1点は、「県による捕獲隊による広域的な捕獲」。

2点目が、「市町村による県境・市町村界を越えた広域的な連携捕獲」。

それから3番目として、「新しい捕獲技術の開発」ということを考えております。

なお、市町村における県境・市町村界を越えた広域的な連携捕獲の事業につきましては、(3)の「地域ぐるみの対策」として、また「集落環境診断、集落環境整備、合意形成等」も事業として組み込んでおりますし、それから(4)の「担い手対策」の「捕獲技術向上のための講習会の開催」というものについても組み込んでおります。

この政策をやっていくにあたっての、基本的な事になると思うんですが、今まで捕獲対策というのは県の文化生活部鳥獣対策課、私共の方で中心になってやって来たんですが、中々これではシカの減少にもつながらない、それから対策としても中々。これから広げていくにあたって各部局の連携も必要だということで、こういう図で一応表させていただきました。

県の庁内の連携もそうなんですが、まずは林業とか鳥獣、環境関係の林野庁だとか環境省、これとの調整も非常に重要になってきます。

特にシカの逃げ場とよく言われているんですけれども、国有林内、それから高知県と徳島県境にあります国の指定の鳥獣保護区、これは環境省の管轄になりますが、こういう所と調整をしながらシカを捕っていかなければならない事を1点と、考えております。

それに合わせて政策的な調整・連携ということで、農業・林業・環境・地域づくりの部局と連携してやっていきたいと思っておりますし、実際その関係部局と関係のある農協だ

とか森林組合とか、猟友会などの協力も得ながらこのような事業を進めていきたいと考えております。

今まで3年間行ってきた「シカ被害特別対策事業」ですが、来年度からは環境税の方でもお願いしたいということで、どういう部分を加えていくかということをご書かせていただきました。

実は今まで、通年に渡る捕獲報償金制度等によってシカを捕獲して来たんですが、中々それでは追いつかないということで、その報償金制度はそのまま維持しつつ、それに上乘せする形でアンダーラインを引きました、「捕獲隊による広域的な捕獲対策」や「防除対策」、「シカ捕獲技術開発」などに取り組んでいきたいと考えております。

これが平成23年度に考えております、うちの「シカ被害特別対策事業」の一覧になります。

まず(1)のCの所で、「シカ被害防除対策事業」とありますが、これは県費の方で防護柵の補助を考えております。

実際環境税で対応させていただくのは、(3)の①②、(4)の①になります。

(3)(4)の事業について次の表でご説明させていただきます。

実は捕獲対策の上半分位に書いてある「有害鳥獣捕獲」、あるいは「狩猟」への捕獲の報償金制度については3年間行ってきまして、来年度も県費で従来通り行っていきたいと考えております。

猟師さんの実態からしますと、実は報償金制度で実際捕獲していただいている日というのは大体猟師さんがお休みの日、土曜日・日曜日・祝日に捕獲されている実態が非常に多くございます。

そこで、今まで中々捕獲されていない平日に猟師さんに出ていただく、あるいは市町村域を越えた広域で捕獲をしていただくということで、下の枠の部分に書いてございますように、「平日、広域的な捕獲」だとか「広域的な捕獲」ということを目的に「広域連携捕獲」というのを一つ考えさせていただきました。

広域連携捕獲の1つ目は、「県による捕獲隊の編成」という事で、実質は銃による猟になるんですが、県の方が捕獲隊を編成しましてシカを捕獲するという事を考えております。

それからもう1点は、複数の市町村が協力しながらシカを広域的に捕獲していただくという事について、補助をしていこうというふうに考えております。

それと後、右側にある「地域ぐるみの取り組み」という所を見ていただきたいんですけども、市町村による広域的な捕獲を行うにあたって、当然市町村同士、地域同士、地域内の合意形成が必要でございますので、そういう合意形成、あるいは研修とか講習会をして狩猟の技術を上げていただく、そういうことについても補助をしていこうというふうに考えております。

あともう1つ、実際広域連携をしていくにあたって、うちの課が取り組んでいきたいことをここで書かせていただいております。

今まで中々県境域・市町村界を越えてということが非常に対策が難しゅうございました。市町村に色々ご意見をお伺いすると、やはり県レベル、特に愛媛県や徳島県と話をしながら、「高知県が調整をしていただかないと中々進まないんじゃないか」と、市町村からご意見をいただきましたので、今現在、高知県と徳島県では連携捕獲について前段階の話をしておりまして、話が進みつつございます。

それから実際、徳島県境に接している6市町村、大豊から東洋町にかけても現在説明を実施しておりまして、市町村からもご協力をいただけるようなお話をいただいております。

これから徳島県の方へお願いするとともに、徳島県側の三好市・那賀町・海陽町さんともお話ししながら、高知県・徳島県の県境域での広域的な捕獲を実施していきたいと考えております。

また、徳島県の連携捕獲だけではなく、実は高知県は愛媛県とも接しておりますので、愛媛県側とも同じような取り組みを今後進めていくということを考えております。

新しい1つの事業として「シカ広域捕獲対策事業」というのがございますが、それを1つの図にまとめさせていただきました。

まず上の真ん中の方に、「シカ広域捕獲事業」(銃猟)という事で書いてありますが、この内容としては、特にシカの密度が高いA・C管理ユニット、東部・西部に捕獲隊チーム6人程度を編成して、年間150日、平日猟に出ただいてシカを捕っていただくと。捕っていただく方は基本的には専任ということを考えております。

それと連携しながら、市町村の主導によって複数の市町村が連携しながら広域捕獲にも取り組んでいただくと。その広域連携捕獲に取り組むにあたっては、市町村へ例えば合意形成だとか、狩猟者のための研修・講習会についても補助をしていこうというふうに考えております。

市町村のそういう連携捕獲につきましては、地区猟友会というのが高知県下各地域にございますから、地域猟友会にあらかじめ平日に出ただけるとか、こういう協力をしていただける方を登録していただいて、例えば被害が出れば、その中から何名か都合のいい方に出てもらおうという方式で市町村では捕獲をしていただこうというふうに、今のところ考えております。

最後に、「シカ捕獲技術開発事業」ということになりますが、実はシカの捕獲技術について色々研究されているんですが、大量に捕獲するということは非常に難しゅうございまして、今年度兵庫県が開発した田畑、比較的農地の方でやる「落とし網」というのが、最近成功しつつあるということをお聞きしております。

ただ、高知県では比較的的山岳地にシカがおりまして、その山岳地におけるニホンジカの大量捕獲を、この落とし網を利用して何か改良して出来ないかということを考えておりまして、その事業を提案させていただいております。

この大量に捕獲出来るシステムを開発するにあたっては、当然シカの習性とか捕り方等の研究が必要ですので、高知県内の大学や県の研究機関等をお願いして、どういうシステ

ムを開発したらいいのかという事を相談していきたいと思いますし、当然わなを開発するのであればメカニックの部分がございますので、そういうものについては色々な機械工作の製作が出来るような業者とも連携して、実際わなを作っていきたいと思っております。

実際に作ったわなにつきましては、狩猟者、免許を持たれた方が捕獲という事になりますので、狩猟者の方に実際にそのわなを使って実証していただく。実証する中で、ここはちょっと問題だという事があれば、更に改良・工夫を加えながら試行錯誤をしながらやっていきたいというふうに考えております。

それで、先程説明しました広域捕獲の方につきましては、来年度1年間、トライアルという形になります。新しい取り組みでございますので、色々試行錯誤しながら、更にいい制度にしていきたいと思っております。

また、このシカ捕獲技術開発事業につきましては2年間、出来れば事業としてやっていきたいと思っております。その中で大量捕獲出来るようなものを是非作っていきたくと考えております。

それからもう1点。実際の森林の被害写真について、香美市から提供していただいた写真を見ていただきたいと思います。

これは先程言いましたけれども、国の指定の剣山の山系で鳥獣保護区の中なんですけれども、これウラジロモミです。この根っこの方から木の皮の方まで、シカは下顎の歯でかじるんですが、ガジガジと齧った跡が付いております。見てのとおり、笹もかなり食われてまして非常にひどい状況になっております。

これが多分、広葉樹だと思うんですけど、これも下からべろっと剥ぐような感じで、こうなってしまうといずれ枯れてしまいます。これもスギなんですけれども、これは多分、オスジカが角とぎをした跡だと思うんですけども、こういうふうに剥がれてまして、実際木が守るといふか、樹脂が出て非常に悲惨な状況になっておりますし、こういうふうになってしまうと木材としての利用は出来ない。価値が非常に落ちてしまいます。

これがヒノキなんですけども、同様にやはりこういうふうにべろっと剥がれております。

これは常葉樹なんですけれども、これ久保といひまして、内が「囲いわな」の試験をしている所です。実は囲いわなとか、後、森林技術センターが「電柵」をちょっとやっている。その近くなんですけども、結局食べる物が草も何もないので、後は木の皮をこういうふうにべろっと剥いで食べちゃうという事になっております。

ここも同じように嚙んで綺麗に。シカの口の届く範囲はこういうふうに剥がれてしまうという状況になっております。発表は、以上でございます。

(出口主任)

ありがとうございました。

(岡村課長 梶原主任)

よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見とかございませんか。

(岡村課長)

とりあえずは、捕獲の方は単年度で取っていただいて、動きを見ながら、調査を見ながらまた次の体制を取っていくので。技術開発については2年間ということ。

(久保課長補佐)

そうです。

(岡村課長)

その方は2年計画。とりあえず単年でやっていく、トライアルというか。

(山中委員)

私は三嶺とかは、大体毎年登ります。本当に綺麗な登山道が全くなくなって来て、特に春先になると糞尿を登山道の所でしまして、哀れな感じがしてくる訳ですが。今までも随分そのことについては言われてきましたが、抜本的な対策というのは、中々難しいという事で、現在に至っているというのは本当に残念です。

先程もお話がありましたように、皮を剥かれて凄惨な状況になって来ております。

私がいる香南市も皮を、増水しますと2週間も、酷い場合は3週間も食べるようになって来ると。その他の河川でもそういう傾向が若干出だしたという話を県外でも聞きますが、何とかしてやらないといけないというのは、この会でもよく話をされておりました。

ただ、直接的に環境税を使って捕獲をするのについては余りにも、これは予算と環境税の目的からしたら大変だろうというような事を何回か話をして来たんですが、根本的にはやはり国県等の、或いは自治体の対策をどうしてもやらなければいけない状況なんですが、何とか工夫をしながら環境税を使って、何か一発の目的でない2段、3段の目的というか、効果というか、そういうものを狙うような方向で、環境税を導入していくということについて大いに考えていくべきではないかなというふうに、私は思っています。

(根小田委員長)

ほか、いかがですか。どうぞ。

(松本委員)

連携という点で言うと、今日の高新にも出ていましたけど、民間でもかなり努力はこの

間されて来ているので、民間との連携とか。

それからある方に聞いたんですけど、シカがやはり動いているみたいなのでシカの生態というか、そういう事についての調査とか、数はかなり数えているみたいですけども、生態とか動きとか、被害だけはあれなんだけど、実際山の中をどんなふう動いているかというふうな実態が、もう少し色々な角度から分かるような所があれば、掴んでいることあれば教えてほしいです。

(梶原主任)

実は、被害が出る何年か前から森林総合研究所の四国支所の奥村先生が、これは高知県境、馬路村の方ですけども、そちらの方でGPS等を付けてシカの行動の調査をされております。シカというのは比較的大きく動かなくて、比較的狭いエリアを動いているということが分かっております。

それから例えば、今日の新聞に載っていたように高知大の石川先生が、植生回復という事で研究をされておりますし、三嶺については色々な研究家の方が調査をされております。

県の方にも色々な事を、こういうことなんじゃないかということ、研究ということ、生態みたいなものについてもアドバイスをいただいております。

実際県の方としても捕獲という事、それから色々な対策についても当然なんですけれども、研究者の方にもアドバイスをいただきながら、是非色々な対策を進めていきたいと思っております。

(岡村課長)

補足でございますが、当然一つこういう広域的な連携で捕獲を進めると同時に、毎年、生息数とか、先程言われました生態、被害などを含めた調査はするようにしております。これは別の予算になりますが。

それを加味しながら、効果の程度とか、それから絶滅をさす訳にはいきませんので、それらを見極めるためにも次の施策へ、私共も調査を並行して捕獲対策と伴に調査も並行してやっっていこうと思っております。

それからもう一つ、民間でございますが、当然今、笹のネット張りなどをしていただいているのは、民間の方々のご協力を得てやっている訳でございますので、より民間の企業の方にもご協力を願ひまして、捕獲技術の開発などもしながらやっていきたいと思っております。

(根小田委員長)

どうぞ。

(山中委員)

広域ですので、当然色々と調整をされていると思うんですが、愛媛とか徳島との連携や協議などはどういう状況ですか。

(岡村課長)

今、話が徳島県の方からも来ておまして、例えば今度の3月の有害の時期になるんですが、「是非高知県と協力してやりたい」ということで、もちろんこちらも願ったりでございますので、徳島県と隣接をしている町村に今お願いに回っております。

それから私共の方も徳島県へ出向きまして、是非今年度限りでなく来年度も一緒にやっ
ていくということで。

それから今、現実的に、例えばその近くの県境付近で香美市の捕獲隊が出るんですが、犬を放したと。その時は20頭位いたそうです。それが犬を放した途端に、徳島県のナグロの方へ全部逃げ去って行ってしまったという事例もございますので、やはり徳島県側と連携してやれば当然ここが効力というものがかかりますし、できれば徳島県の方と高知県の方とでその猟師さんが相互乗り入れ。今は県境を越えたりして行くことは出来ない状況でございます。それを何とかお話をしてみようと思っております。

それは例えば、有害捕獲でも市町村域を越えての所へは出来ないの、みすみす行って逃げ去ってしまうというのがありますので、そこを双方の方から行政の単位を越えた捕獲が出来ないかということ、よりこれから詰めていきたいと。

(根小田委員長)

本格的にこのシカ対策を、かなりのお金を使ってやり出したのは何年目になりますか。

(岡村課長)

今、3年目でございます。

(根小田委員長)

一段、もっとレベルアップした対策が要するという事で、今やっておる訳ですよ。

(岡村課長)

はい、まだ今年も調査をして、一定、その特定計画で19年度に調査して、この時の調査では4万7,000頭を9,000頭にするという目的でやっておったんですが、今年それなりに19年度当時から比べますと、毎年3,000頭ずつ上積みをしていきまして、21年度が1万1,500~1,300頭位で、非常に捕獲の実績は上がっているんですが、どうもその捕獲する以上にシカの増加の方が著しい所がございます。

(根小田委員長)

基本的にはその1万頭余りの捕獲というのは、猟師さんの土日の活動ですか。

(岡村課長)

そうです、土日の有害捕獲で6,900頭位を捕るといいます。

それから狩猟期に、1頭当たり8,000円の報償金を出して捕っていただいておりますが、どうしても皆さん、猟師さんは仕事を持っておられるので、有害捕獲においても土日でございますし、狩猟期もやはり土日が多いですね。そういう関係でやらなかったというので。

今度の計画によりますと、専業、プロフェッショナル、名人の方に平日3日位やっていただいています。

(根小田委員長)

それでやっていくということになりますと、それをまた3年ぐらいは続ける訳ですよ、基本的には。

(岡村課長)

まあとりあえずは。

(根小田委員長)

そうしないと、結果は分からないので。

そうすると、実は環境税というのは次期継続するかどうか分からないですよ。県民の意見を、議会の意見を聞いていく訳よね。

(岡村課長)

はい。

(根小田委員長)

そうすると、この予算規模、これ従来の県の予算でやったものに今回の環境税をプラスする訳ですよ、規模としては。そうすると、プラスした分は継続するかどうか分からないですけど、その部分は必要ならばまた検討が、環境税が継続されなかった場合は県の方から出すことになる。それ位の覚悟でやっておられる。

(梶原主任)

それぐらいの覚悟です。

(岡村課長)

はい、それはもう十分覚悟しております。

(梶原主任)

それと1年間トライアルさせていただいて、「こういう成果とこういう問題点がありました」という事は、フィードバックをまずさせていただくというのが当然だと思っておりますし、その中で制度を見直しながら、効用・効果がある方法を更に強めていきたいという事も考えていきたいと思っております。

それは環境税の方にトライアルさせていただくこともありますけれど、基本的に鳥獣対策課としては県費、国費でもいいんですけども、何かそういうトライアル出来るものごとにかく求めていって、対策は緩めることなくやりたいというふうには考えております。

(根小田委員長)

環境税の予算規模は、通常では1億7,000万円くらいありますので、シカ対策だけで7,000万円というのは、普通は駄目な数字であろうと思います。今年度について、委員の皆さん、最終的に判断を。如何ですか。

(窪田委員)

是非、徳島・愛媛と協調させていただいて、使うもののお金で有効に効果が出るように、よろしくお願いをしたいです。

(根小田委員長)

他の委員の方。

(松本委員)

引き続いてやはりそこらは、県レベルじゃなく、国の予算をきちんと国に対して要求して、県域を越えないといけない問題なので、環境省なり林野庁の予算でやってもらうという事じゃないですか。

(梶原主任)

はい。それも是非要望していきたいと。それは何年か前から要望しているんですけども、更に強く要望していきたいと思っております。

(松本委員)

それと最近では、シカ以外の鳥獣の被害とかいうことも言われているんですが、その辺は実態はどうなんですか。

(岡村課長)

確かに、昨年は非常に暖かかったということもありまして、イノシシが非常に多く発生しまして、捕獲頭数が2倍近くありました。有害の委託で。

それが近年はサルによる被害というのも増えております。それからカラスとか。ミカンとかナシとか、そういうものもありますし、それから最近よく言われるのがカワウでございます。それが河川におきまして、放漁をしたばかりのアユとかアメゴとかいうものを全部根こそぎ捕っていくというので非常に問題になっておる。どちらか言うと非常に増大の傾向にあると。

数字を見ますと、統計で私共が押さえているのは、市町村が有害駆除の時に出了た数字を積み上げている数字でございますので、もっともっと隠れた被害というのがあるんじゃないか。

中山間のお年寄り等、自家用で作っている野菜とかを食べられた場合は、申告しない場合とかありますし。それから国有林の被害とか県有林の被害、これは一応全部、市町村が主。そういう被害届みたいなのは出て来ませんので。そういう分では、森林における被害はもちろんありますし、農業被害も隠れた潜在的な被害は増えているんじゃないかと。

(根小田委員長)

はい、ということで大方のご意見、色々出たようですので、要望も出ましたので、それを踏まえて実施していただきたいと思います。

(岡村課長・梶原主任)

ありがとうございます。

(根小田委員長)

それでは続きまして、環境共生課どうぞ。

No.17「希少野生植物食害防止対策事」 環境共生課

(環境共生課 松井チーフ)

環境共生課でございます。「希少野生植物食害防止対策事業」につきまして、ご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

この事業は県内の山間地域におきまして、急速に拡大しておりますニホンジカによる食害等から希少野生植物を保護する目的で、平成20年度から3年間継続して実施しております。

平成20年度は県の東部地域、21年度は西部地域、22年度は中部地域を対象といたしまして、林地で絶滅が危惧されております希少植物の食害の実態を把握し、緊急に保護を要

する箇所を選定し防護ネットを設置しております。

こちらの写真は、平成 20 年度に三嶺に設置された区域の写真でございます。

上の写真では、写真の中央部分にございますように、食害で被害を受けた灰色の区域の他に緑の部分が残っているのがお分かりいただけると思います。その緑の部分を拡大したものが下の写真となっております。ネットを張ったエリアは食害が及んでいないということがお分かりいただけると思います。

このように調査を行いまして、対象地点を特定しネットを張るという地道な作業によりまして、希少植物の生育が保全されてまいりました。

こちらは本年度モニタリング調査を行いました、同じく三嶺での希少植物の回復状況でございます。上の写真はクマガイソウという植物の状況でございます。クマガイソウと言いますのはラン科の多年生の植物でございまして、高知県のレッドデータブックでは「絶滅危惧種 1A」に指定されております。この植物は種子での繁殖能力が非常に低いことから、保護が必要な種類と考えられております。

平成 20 年 9 月の現地調査の際には、1 個体のみが確認されておりましたが、1 年後柵を設置するために現地に入りました際には、既になくなっておりました。柵を設置し、10 ヶ月後モニタリング調査を行いました際には、右の写真のとおりクマガイソウは復活しておりました。

続きまして下の写真は、「絶滅危惧種 1B」に指定されておりますキンポウゲ科、多年生植物のタカラマツでございます。同じく柵を設置しました 10 ヶ月後には、右の写真のように順調に回復し個体が増えておりました。

このように柵を設置する事による効果は、具体的に確認を行う事が出来ております。

県内には絶滅を危惧されております植物が多数生育しています。高知県を 10km 四方で分割いたしますと、全部で 109 のメッシュがあります。希少植物はその 109 のメッシュのうち、100 のメッシュで確認されております。

これに対しまして、これまで設置して参りました防護ネットはわずか 8 ヶ所に留まっております。県内には、まだまだ対応を必要としております地帯が残っているという事になっております。

それでは本事業の業務内容についてご説明させていただきます。

平成 23 年度は、平成 20 年度から行っております従来の業務の内容の継続となっております。業務は大きく 3 つの作業から構成されております。

1 つ目に「事前の調査業務」がございました。

最新の食害拡大地域の把握と、絶滅が危ぶまれております希少な野生植物の分布状況の調査を文献調査・標本データ調査、それと現地の聞き取り調査により行います。

食害を受けている恐れのある地域を絞った後に現地調査を行います。実際に現地に入りまして、希少野生植物の被害状況を確認して参ります。この調査には元々の生育状況を把握していないと、調査地点を発見することが出来ません。

従いまして、平成 21 年に発行いたしました「高知県植物史」を編纂する際に現地調査を行いました専門家によります実際の調査が必要となってまいります。

現地調査によりまして、対策が急がれております箇所や植物の種を分析し、優先順位を付け保護の範囲を決定し、防護ネットの設置計画を作成します。

2 つ目には「防護柵設置業務」がございます。

先ほどの設置計画に基づきまして、現地で保護が必要とされております植物の生育エリアに防護ネットを設置してまいります。

3 つ目には、毎年設置している防護ネットの効果を把握する「モニタリング調査」がございます。

ネットで覆われた後の希少な植物の回復状況や現地のヒアリング、植物や防護ネットの破損状況などを把握し、今後必要となる対策を立てるための基本データを取って参ります。

平成 20 年度から 3 年間、この 3 業務につきまして一括して、植物の専門的な機関でございます牧野植物園に委託して来ました。

この 3 年間の業務につきましては、お手元の資料 A 4 横長のとおりでございます。

平成 20 年度は県東部、三嶺や石立山の調査を行いまして、石立山に延長約 180m のネットを設置いたしました。

平成 21 年度は県西部、三原村の馬見山、それと黒尊周辺の調査を行いまして、馬見山で 2 ヶ所、延長約 100m、石立山で 1 ヶ所、延長約 50m、三嶺に 3 ヶ所、延長約 140m のネットを設置してまいりました。

本年度は三嶺に 1 ヶ所、約 120m のネットを設置しております。また今後、中部の白髪山周辺を調査を行い、元山町の桑ノ川に 2 ヶ所、延長約 100m のネットを設置する予定となっております。

また、各設置箇所のモニタリングも順次行っておりまして、植生の回復状況を確認しております。

従来の業務の進め方は、県内を 3 つの区域に区分いたしまして、1 年ごとに調査を行い対策を施すといった進め方で進めて参りましたが、この方法では急激な食害の進行に対策が追いつかないということがございまして、被害拡大の恐れが懸念されております。

本業務でのこれまでの聞き取り調査におきましても、シカの食害は 1 年、あるいは数ヶ月の間に急速に進行が進んで、植物の被害だけでなく生態系への影響までもが危ぶまれるという状況でございます。

従いまして今後は、この 3 年間で緊急的に調査を行い、ネットを設置した区域だけでなく全県的な被害状況を把握し、前倒しで早急に対応することが必要であろうというふうに考えております。

今まではすべての業務を牧野植物園の方に委託してまいりましたが、人役的に追いつかない状況であることから、効率化を図るために業務ごとに委託先を分散する形にさせていただきました。

先ほどご説明させていただいた3つの業務のうち、調査業務に関しましては従来どおり、植物の専門機関でございます牧野植物園に委託する予定となっております。牧野植物園に委託する業務を調査業務だけにするということによりまして、調査に専任することが出来、県内全域の把握をしていくことが可能となります。

これによりまして、シカの食害の進行を見逃がすことなく、緊急性のあるものについての迅速な対応が可能となっております。

防護ネットの設置業務につきましては、急斜面への設置作業が多く素人による作業が困難ということが予測されております。従いまして、安全性や嚴重な状況把握の観点からも、管轄いたします森林組合に設置作業を委託する予定となっております。

最後のモニタリング調査につきましては、植生調査などにおきまして実績のあるコンサルタント会社に委託する予定となっております。

このように防護ネットの設置によりまして、植生の回復が顕著に見られ、県民の財産でございます豊かな森をこれ以上荒廃させないために、また生態系を安定させ生物多様性の保全を図り、本来の元気な森を取り戻していくという一つの対策といたしまして、森林環境税を引き続き活用させていただきたいというふうに考えております。

説明の方は以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

(根小田委員長)

ありがとうございました。ご質問等ございませんか。

(松本委員)

最初にこの牧野植物園でという理由が、絶滅危惧種であって、場所を伏せるという意味から牧野植物園という所に限定しますということだったんですが、色々やってみてこういう形へ変えるとしても、場所を特定、多くの人が出来ないように秘密保全というか、そういうふうな事についてもきちんと出来るということですかね。

最初、何で牧野植物園に委託するのかというのは、専門性のことと、余りどこにあるかというのを知られないようにするためにということだったんですが、その辺は、もうそういう事を言えるような状況にないほど緊急性が高まっているということですか。

(松井チーフ)

県から直接、森林組合ですとかコンサル会社の方に委託を行いますので、当然県と契約を行う以上は守秘義務が発生してまいります。そちらの方でそういう業務上知り得た貴重な生息地域のポイントというものは、確保されるのではないかと考えております。

それから業務を分散することに関しましては、一番最初は牧野植物園に一括して流してあったんですけれども、中々食害の状況が沈静化の方向が見えないということがありまして、止むなくこうした形で少しでも手を足していこうと。

そのためには、牧野以外でも出来る所に関しましては、県から直接委託をかけていこうということで、こういう方向を考えたということになっております。

(松本委員)

そうすると、牧野植物園と森林組合、コンサルとの連携という部分はあるんですか。

(松井チーフ)

牧野植物園から得られた情報を基に、県から直接情報を与えて委託業務を行ってまいりますので、その面では連携は間違いなく図れていくと思っております。

(根小田委員長)

はい、他に如何でしょう。地域的にはシカは東部と西部がありますよね。両地域でやるというか、今の所東部中心ですか。

(松井チーフ)

今までのデータで一通り県内をやって参りまして、緊急度というのが大体出て来ておりますので、東部地域も西部地域も酷い所はございます。そういったものを網羅的に捉えていこうというふうに考えております。

(根小田委員長)

ということで、継続でしょうか。この予算で事業を進めていただくことでよろしいでしょうか。

(川村委員)

いいですか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(川村委員)

このスケジュールで25年度までやると書いてあるんですけど、環境税がなくなってしまう場合は、ほかのお金でやるということですか。

(松井チーフ)

森林環境税がなくなってしまった場合は、その時におけます予算の部分の範囲内で事業費を確保していきたいなというふうに考えております。

(松本委員)

国の事業として補助金とかそういうのはないですか。国がそういう保護するというのは特にないんですか、国の事業では。

(松井チーフ)

食害の対策というのは高知県だけの問題ではなくて、全国的な広がりがあるというふう聞いております。それに対して環境省が当然国立公園の部分については対応していると思うんですけども、各都道府県に対する補助金というものは、まだ私共には情報がございませんので、必要に応じて情報を取ってみたいというふうに考えております。

(根小田委員長)

はい、ということでよろしいでしょうか。それじゃあ、そういうことで。

(松井チーフ)

ありがとうございました。

— 再 審 議 —

(根小田委員長)

大変お疲れの所でしょうか、ペンディングになっている部分が幾つかありますので、それを片付けますけれども、新生児、母親に対する啓発活動みたいな意義付けがあった積み木おもちゃの件ですけど。

お母さんと新生児、その時に何かやろうという事は意義があるんですけども、積み木以外に、少子化で何かおもちゃとか一杯もらうんじゃないかと思うんです。それほどインパクトがないんじゃないかと、個人的には少しそんな感じがしていますけれど。それと生まれたばかりの赤ちゃん、こんなの使わないから。

(川村委員)

あまり森林環境税で出すようなものじゃないんじゃないかなと思いました。

絵本とかをあげたりするのはあるでしょう。新生児に、赤ちゃんが生まれた時に。何かそんなのを聞いた事がある。一杯何かそんなのがあるような気がするんです。

(根小田委員長)

「地球温暖化県民会議」ですか、そっちが一生懸命に考えてくれたみたいだけれども。もうちょっと考え直せって言いますか。

(窪田委員)

もうちょっとね。

(根小田委員長)

何か欲張った意義付けをしてるし。

(窪田委員)

生まれた時に積み木をもらっても、使う頃になったらどこか行方不明になってしまっていると思いますけれども。大体そういう時はバタバタして、子どもの生まれた時は。

(川村委員)

継続出来るのかというのがやはり気になって、この金額を毎年毎年あげれるのかという。去年生まれた子はもらっていたのに、今年はなかったというのも何かちょっと。お兄ちゃんにはあったけど、妹にはなかったとかいうのも。

(片岡委員)

でも、あり得ますよね、それは。

(松本委員)

ワーキングの中にいる者からしたら本当は地域福祉部あたりの予算で、保健福祉の分野の予算で木を使ってもらおうというというのが一番良いような。環境税というより。

ワーキングの中に保健の専門家もおらんし、今日出たような意見を聞いたら、僕も「ああ、そうかな」と思うし、何かあげることはいいけど環境税じゃなくて、福祉部から提案して欲しいという話をしたんですけど。

(根小田委員長)

対象外。例えばこれから女性の方も、子どもが出来ても働かないといけないケースが一杯あるので、乳児保育から始まって保育所みたいなのに預けないといけないケースが沢山出て来る。

そういう所に何かおもちゃとして木の物を考えて、年齢にふさわしいものかを考えるとかね。ちょっとその辺は、新生児にぱっと配られるという感じじゃなくて。ちょっと考え直してもらったらどうでしょう、そこを検討し直してくれと。

(鶴岡課長)

もうちょっと熟度と言いますか、先程お話があった内容に対して、こういう形でやるんですよという部分がなかったようなので、1年位練って考えてもらうということで。それ

だけ言ったらあれでしょうけど、皆さんの意見をお聞きした中では。

(根小田委員長)

そうじゃない、大事なことです。

(津野委員)

こっちが聞いて、「あっ、それならいいね」という案を持って来てもらいたいんだけど。

(久保課長補佐)

では、来年度「再チャレンジしてくれ」ということで。

(根小田委員長)

そうしてもらったら。

(片岡委員)

また今度、シカ対策みたいな例もあれば。

(根小田委員長)

それから、環境教育のところで人権教育課と生涯学習課の2件がありましたが、これについては環境税の規模だとか性格上、継続的な行政の事業に、環境税は継続的にサポートするということはやはり、ちょっと趣旨に沿わないというか、難しいのじゃないかなど。

あくまでも環境税を使うとすれば、何て言うか、一時的な補助とか、緊急避難的な、ちょっとお金が足りないとか、そういう所までだったらいけるけど、継続的にやっていくようなものに、それこそ継続的にサポートするとなるとちょっと。それは教育行政の話じゃないのということになるんで。

(片岡委員)

自然ふれあい体験事業は、他にも何か補助がありそうな気がするんです。これ位の金額で、しかも不登校ですよ。

(根小田委員長)

他から出ないですか、50万円位。

(片岡委員)

県の予算ではなくても、色々な財団とかありますよね。そういう関係で何か取れないのかなっていう。

(根小田委員長)

どこからも出ないと言うんだったら、継続的には無理ですよ。どこからも出ないと言うのであれば、継続は無理ですよという条件でやるとして。

(片岡委員)

今まで例えば、そういうので申請していたけれども、やっていたのが中々取れなくなつて来てとかいう話だったらあれなんですけど。今まで自分達の実費負担でやるけれども、ちょっとそれだったら参加出来ない人がいるのであるという事であれば、他にも色々と申請してみると、取れることってあるんじゃないかという気がしました。

(根小田委員長)

他の委員、予算化の出所は何かないですか。どうしてもなければ、今年はシカのように考えてやろうと。

(片岡委員)

また来年来てくださいと。

(鶴岡課長)

これは今年初めてということなんで。これが継続でやられている部分のあれでしたら、これはどうかと思うんですけど。

やはり引きこもりの中で、それをやることによって森林の価値と言いますか、そういうものが生まれるという一つの事例になれば、やる、チャレンジと言うのですか、森林環境税自体はチャレンジする、他がやらない所をチャレンジする意味合いというものもあると思っておりますので、そういう意味合いで「今回限り」というか、そういう形でその効果というか、そういうのを見させていただくというのはどうですか。

(松本委員)

だけど、パンフレットは2年がかりでやれるという話だったから、3年目はないと思っていました。

(出口主任)

自然学校の方ですか。

(鶴岡課長)

自然学校の方じゃなくて、もう一つ手前の。

(根小田委員長)
50万円弱の方。

(松本委員)
不登校の方。

(鶴岡課長)
そうそう、そっちの方です。

(久保課長補)
教育委員会。

(鶴岡課長)
教育委員会の人権教育課です。知事部局の人権課じゃなくて。

(松本委員)
50万円位やったら、人権教育の大きい予算の中で何とか出来そうと思ったけど。

(山中委員)
中々それがね、難しいものでね。

(根小田委員長)
自然学校の方はどうですか。自然学校の「ようちえん」も含めて新規なんで。従来の「ようちえん」も含めて新規なんですよね。

(窪田委員)
でも今は予算があるからという事で、なかったら全然無理な話。

(片岡委員)
絶対無理ですよ。

(根小田委員長)
継続的な事業は。

(窪田委員)
そこはあるから通る、ないから通らないじゃなくて、もう通らんものは通らんという姿

勢が必要じゃないかと思うんですが。

(片岡委員)

やはり今回予算があって、予算が余っていることに対する批判も沢山出ているので、こういうことになっているとは思いますが、言われたように予算が余っているから出す、今ないから削るとするのは、環境税としていいのか悪いのかという所と何か別の話になってしまいそうで、ちょっと悩ましいと思います。

(松本委員)

これだったら、50万円あったら、さっきのネットを50万円分延ばしてあげた方が環境税らしいかなと。

(根小田委員長)

継続的にやるという感じですね、何か生涯学習フォーラムの提言を受けて。

(松本委員)

だからそれは一般財源で、提言を受けてやったら一般財源で頑張ってもらわないと。それはもう教育委員会の本来事業の中で、やはり教育行政の中の予算でやらないと、どこかに言われたからって環境税でとなったら。

(鶴岡課長)

これは事業項目としては新規なんですけれども、前も「感動体験」という事業で、去年も400万円そこそこ。

(根小田委員長)

前も使っているんだ。

(出口主任)

今年度か。

(鶴岡課長)

今年度ですね、400万円。

しかも「森のようちえん」という形が出来てきて、これをもうちょっと発展させたら県下に広がっていくと。そうすることによって森の効用というか、森を使った子ども達が生き生きとしていく。そしてお母さん方は、やはりそこに行って人間性を回復しながら、森は凄い所やねということが分かる。

本当に実証出来るという意義を、事務局としても持っていて、そういう部分では何と言いますか、継続の部分もあるので、その辺は認めていただけるようなご判断は出来ませんか。例えば、4と5については認めていくとか。

1と2については、先ほどお話があったような「前にもこういうものが作られている」という部分で、そういう部分があるのでその部分を活用しながらとか。

(松本委員)

ばらばらで提案が来ていたらまた違うんですけど、パッケージで来ているので分かりにくい。「森のようちえん」の趣旨はよく分かっているし、それこそ2期目一杯位は見て、完成して一人歩きしてもらいたいと思うけれども、本当に「2年間頑張っ」って来たのが、3年目も来るとは。

(根小田委員長)

予算規模の問題があるから、継続を前提としないいうことでいったらどうですか。

いつまでも同じ事業に費用を出せるかは分かりませんしね。その辺、今年度限りという条件付きで。

(久保課長補佐)

継続を前提に来年度、24年度以降は一般財源でもかき集めてやっていくという覚悟でやってくださいと。

(片岡委員)

で、この予算規模が無理そうならどれかを削るとか。

(久保課長補佐)

環境税を財源としては、24年度は保証は出来ないという事で。

(窪田委員)

保証が出来る出来ないの前に、予算がないでしょう。今年度分を消化したら、現実問題として物理的に不可能じゃないですか。

(山中委員)

これは計画段階で出される過程に、政策課の方と協議は。

(出口主任)

ヒアリングさせていただいた上でのエントリーです。

(山中委員)

私は、これらは出し様によると思うんですよ。計画の書き様によって随分違いますのでね。だからそこら辺を工夫すれば、随分違うと思います。

(根小田委員長)

じゃあ、その留保付きでという事で如何ですか。実際問題として、継続的にサポートできるかどうか分からないからね。

(出口主任)

保証はしないけれども、23年度については。

(松本委員)

2番目の指導員養成講座は、本当はちゃんと聞かないと、どんな人が参加するのかというのが分からないし、それは一般県民なのか教員なのか相手がどんな人なのか分からないし。

(出口主任)

これは別の基金の原資でやる事業で、その事業のうち事務費相当分を環境税でちょっとみていただきたいという趣旨なんですよ、1番は。

(久保課長補佐)

2番目の指導者の養成の対象というのは、自然学校構想のネットワークに入って来ると想定される環境団体とか NPO、そういった所の主だった方を対象としてやっていくという形です。

(片岡委員)

この手の事業を結構見るんですけど、効果が出ていないんですか。

(松本委員)

でも雇用創出でやるような事務費やったら、それこそ一般財源でやってもらわないと。環境税を充てる意味は。

(根小田委員長)

だけど補助先、委託先は NPO 法人の「環境の杜こうち」とかいう、どういう団体か知らないけれども。そういう NPO というか、そういう所がやる活動だから。

(松本委員)

これを、「環境の杜へ5年間予算をください」と言ってぽんと来て、蹴ったことがあるよね、何年か前に。

だからやはり看板を変えてそこの運営費へ、その事業としてこれまでの経過から言うと、この1とか2とかいうのはちょっと趣旨が違うんじゃないという。

これを蹴っても、他の財源で「環境の杜」は運営をして来てる訳だから、環境税を入れないといけない理由はないと思います。

(根小田委員長)

それは止めますか。止めましょう、そしたら。

(松本委員)

ええ、1と2はちょっと。

(根小田委員長)

でしたら削りましょうか。

(松本委員)

ええ、1・2・3は環境税では、もう終わりですよ。

4と5は従来の継続じゃないですけど、今までやってきた経過、趣旨で言うと、4と5は後2年位はね。

(久保課長補佐)

4と5というのは、「若者ECO応援隊」と「幼少期」ですね。

(松本委員)

「森のようちえん」と。

(根小田委員長)

幾らになりますか、それで。

(出口主任)

1,973千円+3,592千円。

(窪田委員)

÷2やろ。

(久保課長補佐)

割らなくていいです。

(出口主任)

割らなくていいです。内数でおりますので、5,565 千円。

(久保課長補佐)

5,565 千円だそうです。

(根小田委員長)

556 万 5,000 円。

そういうことでいいですか。そういうふうに削って認めると。

(鶴岡課長)

どっちにしても、財政の査定は入るので。

(根小田委員長)

ということにしますか。はい、これは 724 万円だったのを 556 万 5,000 円に。具体的に言うと事業の 4 号事業は OK ということですね。

(久保課長補佐)

人権教育課は来年度のみ。

(松本委員)

23 年度限り。

(根小田委員長)

「財源を探してよ、他の所にいいのがあるのと違う」という事で。最後はこの運営委員会の話をして。どこだったかな。

(出口主任)

19 ページ。

(根小田委員長)

ここの所は、(1)(2)の部分はやっていただくことで、まあいいだろうと。

問題はその（４）については、どういう。事務局の方はやりたいという要望が強いですが、委員の方から提案や異論もありますので。

（鶴岡課長）

よろしいですか。NPOと企業への調査は、是非ともやらさせていただきたい。

なぜかと言いますと、継続をするにしましなくても、金額500円をどうなのかという部分は企業へもやはりご意見を聞いた中で、「もうそれ以上出せないよ」とかいう部分は、この部分はやっとなないと、色々な説明をする時にも必要になると思いますのでね。

そこは、是非とも付けていただきたいと思います。

（久保課長補佐）

それと窪田委員からお話のありました、ブロック会議とかシンポの中で、それも認めていただきたいと思います。ただ、既にお認めいただいています事務費の中で、ブロック会議を事務局として運営してやっていって、委員の皆さまにはご負担をかけない形でコーディネーターなりをお雇いして運営していくというような形で、手作りというか、そういった形でやっていきたいと思っておりますので、アンケートの方だけでも是非お願いしたい。

（根小田委員長）

1、2、4ね。1、2、4から500万円位除いた部分ですね。1,000万円ちょっとあるから。

（窪田委員）

どうしてもやるべきだという判断があるんだったら、それでもいいです。

（松本委員）

本当は3番も、僕は各委員が出て、委員がニュートラルな立場で出るというのもやはり。

もし出るとしたら自分の意見を持って出ないといかんし、委員が入ってやるというのがおかしい事であって、国際森林年とかこうち山の日とかを除いて、森林環境税に関する意見を聞くというのであれば、別に僕は構わないと思うんですけども、シンポジウムを開いても。

ただ、委員がそれぞれ出て行って自分の意見を言ったりするような事は僕もしたくないですけど、全くニュートラルな会であれば、この環境税を使っても構わないと思います。

（窪田委員）

前回は委員の発言はゼロでした。聞きに行くだけです。

(根小田委員長)

そうすると、国際森林年のシンポジウムをやるかやらないかだけです。

(久保課長補佐)

そうですね。

(窪田委員)

やりますか。

(根小田委員長)

やる意味があればやったらいい。それは事務局の意欲、これはやりたいという。

それはやる意味があるのなら、やってもらったらどうでしょう。

(鶴岡課長)

是非よろしく願いいたします。

(窪田委員)

委員長の判断でよろしく。

(根小田委員長)

そしたら10番目は、事務局の意欲を。

(鶴岡課長)

お願いいたします。

(根小田委員長)

推進してください。

(鶴岡課長・久保課長補佐)

はい。

(片岡委員)

1ついいですか。

帰られた川村委員さんも言っていたんですけど、やっぱり、この森林環境税を創設するに当たって、水源かん養、間伐を進めていくとか、そういう所が一番主な目的として出来

て、事業をやって来て、ただそこに使い切れていないという状況があるというのが問題ではあると思うんです。

予算を付けて、お金を渡すからやってくださいでは、ちょっと状況が無理になっているという現状を踏まえて、今すぐという訳じゃないですけど、それに対しての対策を環境税を使って何かしていかないと。これからはお金を出すからじゃ、ちょっと。やはり人の問題で難しいと思います。何か環境税で支えるという事業があったらいいなと思います。

(松本委員)

山を切って来たけれど、山の状況は林業だけじゃなくて、山で暮らすことがやはり重要だと思います。

(片岡委員)

そうなんです。シカの問題も一緒だと思うんですよね。

(根小田委員長)

そうです。同じですよ。

(片岡委員)

だから、そういう意味ではもうちょっと根本的な所で何か対策を打っていかないと。今の政策を続けていても、何か改善がされていくのかなというのが。

(根小田委員長)

対処療法では限界がある。

(出口主任)

それこそ国の動向というのも、かなり影響をする話はもう十分、今日の改革課さんのお話で、皆さんご理解はしていただいたと思うんですけども。

一方で、1期目にやっていた強度間伐ですが、全額環境税で、ゾーニング上で限った所ではあるけれども全額環境税でみて。

その形を変えた上でのリニューアルと言いますか、24年度は集約化から漏れた所で、一方で、でも森林環境の保全をしていかなければならないという大きな目的というものが必ずある訳で、そこを環境税で支援していくと。

例えばヘクタール、8万5千円なり10万円なりというような具体的な単価で、それを例えば年齢何年から何年までというような、年齢も取り払った形の全額補助というような制度も一つの方法なのかなという気はしております。

ただ、そこで需要と言いますか、どれ位の数量が確保出来て執行出来るのかという、そ

この資源の所も十分調査した上で、数量と補助単価、後需要というものが上手く連動するような制度設計を 24 年度、24 年度に向けては、県として対策、制度設計をしていくという所は、検討し始めてはおります。

ただ、絞り込みといったような、どなたが補助を受けられるのかとか、先程言った 35 年生までだとか、そんな年齢の話とか、それと様々の因子があって、そこの所を綺麗に整理した上で、誰も困らないような制度設計というようなものを目指していくといったような、意思統一的なものは徐々に出来始めている所ではあります。

今後に期待してくださいというのも何か変ですけども、考えてはおります。

(窪田委員)

環境税が始まって 10 年。おそらく最初に間伐をした所は、また元の木阿弥に戻って。

(出口主任)

そうなんですよね。

(窪田委員)

2 回目の間伐を個人でやっているという方はまずいなくて、そのままの状態が継続されて、同じ所には 2 回環境税を入れないと。そういう建理で動いていたので、おそらくまた元の木阿弥に戻っている状態になっていると思います。

それは最初の立ち上げの時にそういう方向に決まっていたから、仕方ないですけども。これからは、1 回目は環境税でやっても 2 回目からは山主が出来るような構造を作っていくようにしないと。

基本的に補助金の上乗せはしないというのが環境税のスタンスだったけれども、出来れば僕が一番思うのは、「作業道の開設」という部分に環境税を上乗せすれば、道さえ付けば間伐を 1 回環境税でやっても、そこへ行くまでの道をすれば、次は上手くいく訳です。森林組合が 30 年生、40 年生の間伐をやれば。

作業道というのは、永久に使えるとその途中の山主も使えるという構造になっていくので。補助金の上乗せがある程度出来るという方針転換も、ある程度していただけるのなら、作業道というものに対しての上乗せをして。

山主が道をつけたら、若干木を切った分だけの個人負担をそこで賄ってる訳だけど、その分は山主の取り分になって、道は基本的に補助金と環境税で片がつくというふうにすれば、その奥の山の間伐すれば、道さえあれば次は山主の方で森林組合の方へ提案して、収支の合う間伐が出来ていくので、それは継続性が生まれる。

間伐、間伐って言うけれども、その根本は道がなければ今は何も出来ない状態なので、国も県もその方向へ今年度から動いていくはず。出来ればそういう繰り越した部分への上乗せをして、積極的に県内で道が付くような構造をつくれれば、1 回やってそのまま放置に

なるということはない。今度は森林組合が提案出来るので、そこをやりませんかという話を。

おそらく、昔、見に行ったあの池川の何十件か集約化して間伐した所も、10年、7年くらい経っているかな、もう。元の木阿弥だと思う。あの時にあそこへきちっと道を入れておけば、今頃もう1回、今度は山主も間伐がきちっと出来て、森林組合が提案してきちっと動けると思うんですけれども。

また、そういう対処療法的なものじゃなくて、将来も間伐をしていくという、もうちょっと効果のある使い道として僕が思うのは、昔から提案している作業道の部分に上乘せが出来れば継続的な間伐に繋がっていくと。放置林対策にもなる。

(出口主任)

今の公共造林の造林作業路に代わるような新しい国の制度ですよね。ある程度の幅員がないと駄目だとか。

(窪田委員)

国費でやった上に、市町村で「メートル1,000円」上乘せしている所もあるし、メートル1,000円を環境税で足してもいいんじゃないですか。

(出口主任)

はい。市町村がそのような制度を構えているのであれば。

(窪田委員)

やり方は幾らでもあるので、国費は別個にしておいて、ついた道に対して幅員が何メートル以上あって、機械が入ればそれでいい訳ですから。そういうものを一定の規模、2メートルじゃだめだけれども、2メートル80センチとか、高性能機械が入る位のきちっとした道が出来て搬出が出来る道がつけば、上乘せしてあげれば次の間伐に繋がる訳です。逆に言ったら、そこへ行くまでの途中の両サイドの間伐もする訳ですよ。

(出口主任)

100%環境税でみる作業路というのは極端ですか。例えばm当たり1,500円みるとか。

(窪田委員)

1,500円では道はつかないよ。

(出口主任)

メートル1,500円で。

(窪田委員)

つかないよ、それは。

(出口主任)

どんな道を抜くのかという話にはなりますけれど。

(窪田委員)

だから、国費を使ってやっている事で、今市町村は1,000円とか上乗せしているみたいな恰好で、上乗せをメートル1,000円でやるとか。そうやってあげれば、山主は道を切った部分の木代を負担として出して、山主としては収支ゼロな訳ですよ。木が出て、その売り上げを足して負担金として。

せめて、木の部分が山主の取りになるとか。儲けるという話にならないと山主も基本的に動きませんよ。そうしたら、あそこへつけたいのに、手前の山主が「いらん、いらん」言ったら、それで終わりの話になるので。「利益が出るから」ということをやってあげて道をつけていかないと。要は道がなければ元の木阿弥になる。

(出口主任)

山側に還元していくというか、主に直接森林の整備に繋がることを環境税で本来支援をしていくんだという所では、多分OKなんでしょうけれど。

(窪田委員)

補助金の上乗せがで出来るか出来ないかという。

(出口主任)

親の事業ですよ。

(窪田委員)

今まではしないという方針で、基本的にはしないということだから。

(松本委員)

今までは、環境税はほかの補助金で出来ない所をやっ払いこうという。

(窪田委員)

本来の山の間伐、山の環境整備というものに使うのならば、対処療法的に歩いて20分もチェーンソーを担いで上がって行って、切り捨てて終わりみたいなことをやっていたら、また同じことの繰り返しになる。

切り捨てるにしてもそこへ行くまでの道は、環境税と国費の補助金で 100%つけて、道を抜くために木を切った分の賃と木の分は山主に利益として残るような構図を作っておけば、どんどん道はついていく。

という事は、間伐が進むということに繋がると思う。前からそれは言っているけれども、出来れば作業道へというのも一つの方法として、補助の対象になる部分というふうに考えてもらったらどうでしょう。山を経営している者は、今はもう道がなければ何も出来ない状態になっていますのでね。

(鶴岡課長)

そうですね、そこまで行きますからね。

(根小田委員長)

林業、森林の専門家だったら、そういう話は色々な所でやっているんじゃないかと思うんだけど、中々行政サイドになると。

(窪田委員)

今、国費が出ても山主の負担がどうしても要るんです。補助金である以上。

負担は、切った木の収益を負担金に充てて収支を合わせている訳です。結局、山主は道がついても木を切ってもゼロなんです。

(根小田委員長)

所得補償みたいな制度が要るんですね。

(窪田委員)

所得補償的なものがないと。生活がある訳ですから、林業家は山で。

それは、切った木の分位は残る格好を作っておけば、道がもっとついて間伐は活性化すると思う。

(松本委員)

今、TPPの話が出て来ているけど、林業はずっと関税なしで落ち込んで来ている訳だから、やはりこんな時代に農業をされているけど、やはり山にお金が落ちないと暮らしていけない所ですね。

(窪田委員)

池川の森林は、今どんなになっているか調べてみてください。

(出口主任)

池川ですか。池木の社長の方。

(窪田委員)

違う。7年か8年くらい前に環境税を使って団地化して間伐しています。

(山中委員)

どの辺でしょう、場所は。

(出口主任)

それは本当に「池木」の社長の山じゃないですかね。森の工場を作ったという。

(窪田委員)

違う。8年前には森の工場はないですから。

(出口主任)

そうか、森の工場は16年からか。

(松本委員)

そこって桜の有名な所から上がって行って。

(窪田委員)

吾川の方から上がって、池川の方の斜面だったと思うんですよ。

(山中委員)

ということは、黒森山の下の方ですね。

(窪田委員)

作業道が1本ついていて、そこからちょっと歩いて現地視察にも行ったんですが。

(山中委員)

刈山という所の上ですね。

(窪田委員)

1回、反省は反省で見てもないともったいないと思う。

(山中委員)

補助金を色々入れているけど、その後のチェックが中々大変だね。実際、大事なことからそこまでいくようにせんとね。

(出口主任)

そうですね。

(根小田委員長)

はい、最後の方に色々な提案、提言がありました。

(鶴岡課長)

また検討させてください。

(根小田委員長)

それでは、今日の委員会の議事はすべて終了いたしました。事務局の方から何か。特にないということで。それでは、皆さんお疲れさまでした。長時間ありがとうございました。